

第八十二回 参議院文教委員会會議録第二号

昭和五十二年十月二十七日(木曜日)

午後一時四分開会

出席者は左のとおり。

委員長 吉田 実君

理事 世耕 政隆君 官之原貞光君 小巻 敏雄君

委員 塩見 俊二君 長谷川 信君 藤井 丙午君 二木 謙吾君 秋山 長造君 粕谷 照美君 勝又 武一君 松前 達郎君 柏原 ヤス君 白木義一郎君 田沢 哲也君 有田 一寿君 粕谷 照美君

委員以外の議員

國務大臣

政府委員

文部 大臣 海部 俊樹君 文部政務次官 唐沢俊二郎君 文部大臣官房長 宮地 貫一君 文部省初等中等教育局長 諸沢 正道君 文部省大学局長 佐野文一郎君 文部省学術国際局長 井内慶次郎君

事務局側

文部省社会教育局長 望月哲太郎君 文部省管理局長 三角 哲生君 常任委員会専門員 瀧 嘉衛君 外務大臣官房領事主任領事第一課長 高瀬 秀一君 外務省国際連合局社会課長 丸山 俊二君

本日の會議に付した案件

- 教育、文化及び學術に関する調査 (教育大学附属学校の入試改善等に関する件) (大学共通一次テスト問題に関する件) (私立大学医・歯学部における経営問題等に関する件) (私学助成に関する件) (医系大学院の設置問題に関する件) (海外及び婦女子の教育問題に関する件) (海外派遣教員等の処遇改善問題に関する件) (中高校生 の覚醒剤乱用問題に関する件) (国連大学問題等に関する件) ○女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案(久保 亘君外六名発議)

○委員長(吉田実君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

教育、文化及び學術に関する調査を議題として、これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言をお願いいたします。

○白木義一郎君 初めに大臣にお伺いしますが、御承知のとおり、現在の教育界は、受験地獄、塾通い、落ちこぼれ、無気力、無責任、無関心、無

感動といった高校生の四無主義、また年々の教育費の高騰など、実に憂慮すべき問題が山積しております。国民、われわれも、教育行政に対して抱いている不満、不信はつもの一方と思われますが、そのような現在の教育の荒廢の現状について大臣はどのように把握をし、またその対策をどのように考えられているか、まず最初にお伺いしておきたいと思ひます。

○國務大臣(海部俊樹君) 御指摘のようないろいろな状況が現在、社会的な問題になっておること、私もよく承知し受けております。私は、何よりも公教育が責任を果たすことによつてそういう世の批判にこたえていかなければならないと、こう考えております。具体的には、先生真つ先に受験地獄とおっしゃいましたけれども、受験の制度というものがいまのままではよくない、したがって、これをどこから手をつけてどう改善をしていくかということに先人たちのいろいろの努力や議論がございましたが、ただいま大学の入学試験の共通一次試験の改革というところに手を付けてまして、そこから受験制度というものを何とか改善していきたいと考えております。またそれに連なりますいろいろな学校の教育の中において、これは余りいい言葉ではありませんが、落ちこぼれとか、あるいは詰め込み主義の教育とか、いろいろなことと言われております。これはやはり

教える内容とか量が多過ぎるのではないかと、むしろ過ぎるのではないかと、これは受験制度とも絡んでくる問題であります。もう少しやはり知育、徳育、体育という調和のとれた人間教育が行われなければならないのではないかと、こう考えまして、その一面の御批判にこたえるために、昨年の暮れ教育課程審議会から答申をいただきました線に従つて学習指導要領の改定をする、いろいろの当面改革をしなければならぬと感じ

じ、また意見のまとまりましたものにつぎましては全力を挙げてこれに取り組みまして、公教育が責任を果たすことによつていろいろな世の批判にこたえながら教育が前進していくように、全力を挙げて取り組んでおるところでございます。

○白木義一郎君 いま大臣が述べられたことは、当然今後さらに深く実施面においても対策を進めていかなければなりません。永井前文部大臣の四頭立ての馬車論、これを海部大臣も受け継いで今後奮闘されると、このように承つておりますが、それはあくまでも対症療法で、どうしても後手後手にならざるを得ないと、そういう心配をしております。

そこで、きょう私がお尋ねしたいのは、このいろいろな心配すべき風潮の中で学校の先生のいろいろな問題が起きています。われわれがシヨックを受けるような事件を起こす先生が間々ある。あるいは校長先生がPTAの会費を飲んでしまった、で、インチキナ報告をしているとか、なかなか正していかなければならない問題。その先生の、教師の資質を向上するという意味からも設けられている国立大学の付属学校の問題について、きょうは若干お尋ねをしておきたいと思ひます。

ここ数年來、国立大学の付属学校がエリート校になつていて、あるいは進学予備校化しているというふうな批判が最近ではなくて数年前からこれが続いているわけです。そこで、まず最初に文部省に、この国立大学付属学校の設立の趣旨、そういう点からお尋ねをしたいと思います。

○政府委員(佐野文一郎君) 付属学校はそれぞれ幼稚園から高等学校までの教育を実施する場であることはもとよりでございますけれども、それに加えまして、大学の学部における教育・研究と関

連を持ちながらその大学における教育・研究に協力をすることと、さらに学部教員養成の重要な部分である教育実習の生徒を受け入れる、学生を受け入れる、そういった任務を持ったものでございます。

○白木義一郎君 その付属学校が一般の公立学校と特に異なる特色のある点をもう少し具体的にお願いします。

○政府委員(佐野文一郎君) 付属学校の場合には、いま申しましたような本来の設立の趣旨に従いまして、学部の教育・研究と連絡をとりながら、たとえば東京大学の付属中学における双子の教育の問題についての取り組みであるとか、あるいは千葉大学の付属幼稚園における性格に問題のある子供の教育への取り組みであるとか、あるいは僻地における複式学級、あるいは特殊学級、あるいは海外子女の教育、そういったさまざまなプロジェクトを組んで、そしてそれに積極的に取り組んでいくという学校がもたらなくさんあるわけでございます。しかし、付属学校の中には、いわゆる学力の高い生徒を集めて、そして世の中からいわゆるエリート校としての批判を受けるようなものがないわけではないという点を非常に遺憾に存じているわけでございます。

○白木義一郎君 この付属学校というのは、教育大学あるいは学部等で教育者を心得る、将来先生になられる方々の実習あるいは研究した問題について、それらの付属の学校で大いに研さんをし、実習をする。またその研究の成果を大学あるいはその地域の各学校へ大きく反映し、貢献することによって教育の推進あるいは発展が望まれると、こういうふうに思いますが、であるならば、現在までどういう点にこの付属学校を設けることによってその成果が教育界に反映されたか、実績といえますか、そういったような点を御説明願いたいと思います。

○政府委員(佐野文一郎君) 先ほど申し上げましたように、それぞれの県における教育養成大学の付属の学校におきましては、それぞれ研究課題を

設定をして教材研究その他の授業研究を進めたり、あるいは研究発表会の開催や研究論文の刊行というふうなことを行いましてその研究結果を提示し、それぞれの地域における教育の向上に寄与をしていくわけでございます。たとえば文部省の教育・研究開発委嘱によって研究を実施しているところは、五十一年度におきましては七つの付属学校がこれを受けております。それからまた、先ほど申しました複式学級の研究についても十二の付属小学校で三十二の学級が設けられて研究をいたしております。また海外帰国子女教育の研究も東京学芸大学あるいは京都教育大学、神戸大学の付属学校の海外子女教育学級等において鋭意進められているわけでございます。また特別の研究としては、先ほど申しました東大の双子の研究であるとか、あるいは千葉大学の例だとか、そういったものが数多くあるわけでございます。これはいづれも関係の方面におきましては高い評価を受けていることであると承知しております。

○白木義一郎君 二、三具体的な成果をお聞かせいただくとかわりやすいんですが、この性格上そういうような研究を今後もさらに深く続けて成果を上げていくということと、それから、われわれも実は付属高校なんという相当レベルの高い、いわゆるエリート校であるし、進学率も非常にいいというふうな批判があるし、私たちもそう思っているわけですが、それはこの付属学校の設立の趣旨から出発して、そうして非常に成果を上げて、その結果いわゆる劣等生も非常にできがよくなって進学率がよくなったというならば、これも心配する必要はないわけですが、どうもそうでもなさそうなんですね。それについて、もういまから八年前に教育職員養成審議会の答申が当時の坂田文部大臣に出されているわけですから、これを拝見しますと、大いに改善し、進歩の跡も著しいけれども、あとこういう点を改善し、改革していかなければならないという点がずいぶんあるわけですね。その中に、付属高校がエリート化しているという問題も非常に重視して、こうあつてはならないと、そのためにはかくあるべきだという答申、建議が四十四年に出されているわけですね。これらをもとにして検討、改善が加えられてきているならば、現在付属学校、付属高校の問題は社会の批判を浴びる必要のない現状になっているはずなわけですね。ところが、その面については改善どころではなく、ますます批判を激しく受けるような現状になっている。そうしますと、一体、その付属高校は、いま局長から御説明あった、普通の公立学校と違うんだと、この付属学校を設けることによって大きくわが国の教育が充実し、発展し、改善されていく、そのための学校なんだという点と、現実のあり方と、まあ心配になるわけですね。それで特にその中で、一般の公立学校と、それからこの付属の学校の費用が同じであるか、あるいは差があるのかという点について、最近の資料がありましたら御報告を願いたいと思っております。

○政府委員(佐野文一郎君) 昭和五十年度の数字を申し上げることでお許しをいただきたいと思っておりますが、小学校におきましては、付属の場合には学校納付金、P.T.A.等納付金を含めまして年間四万七千四百二十一円、公立の場合にはこれが五万六千八百八十円、中学校の場合には付属が四万一千三百九十二円、公立が六万七千六百八十五円、高等学校が十二万九千九百八十七円、公立が七万三千五百四十九円というようになっております。ただ、この数字は若干問題がありますが、公立の数字はいわゆる父兄が支出した教育費の調査に基づいた数字でございます。たとえば父兄が児童・生徒にお金を持たせて、そして買った学用品の代金というふうなものが入っているわけでございます。すけれども、付属の場合にはそれぞれの付属学校の金額の中には学校が徴収をし、支出をしたものが入っているわけですね。そのところで多少経費の性質が違い、直ちに両者を比較できない点があるわけでございます。しかし、私どもが承知をしております数字では以上のようになっております。

○白木義一郎君 付属学校はそういう設立の趣旨で設けられておりますから、設備その他普通の公立学校と同じ教育もなければならぬ、さらにそれに加えて特殊性を活用しなければならぬという点について、まあ公立よりも教育費が安いと、これはわかるんですが、今度P.T.A.の会費なんかになると、これは文部省からの資料ですが、逆に付属学校の方がはるかに高いと。で、いま報告していただきましたように、通算すれば付属学校の方が若干安いと。しかし、父兄の負担となる点、これは付属学校の方がはるかに多いわけですね。で、小学校では付属はP.T.A.等の納付金は一万一千五百四十七円、公立では千五百九十二円、中学では付属の方は納付金、P.T.A.等の納付金は一万六千八百七十七円、公立の方は千七百六十六円、高校は付属が一万九千七百七十九円、普通公立高校が五千九百八十八円と、こういう大きな、ほとんど比較にならないほど父兄の負担が多いわけですね。そして、幼稚園あるいは小中学校を終えて高校へ入ると、もう一般の公立の高校と同じような進学率を目指すといえますか、非常に激しい入学試験の姿があるわけですね。そうしますと、四十四年の答申を見ますと、この答申の中では、付属学校というのは普通の公立の学校とは違うんだということを父兄によく徹底すべきであると、こういう答申が出てくるんですが、果たして大学あるいは文部省でこの答申を受けて、そして、この答申どおりに一般の父兄にその趣旨を徹底しているならば、何年前に答申をされている問題がそのまま現在に至って非常に入試地獄の先頭を切っている点と、エリート校と世間から目されている。次第に付属学校としての特殊性が失われていくと。その失われていくという点は、これから学校の先生になるべき教育関係の学生たちの実習には不適当な場になっていくんじゃないかと、そういう心配をするわけですが、そこで、答申にありました趣旨を周知徹底せしめるといふ点については、いままで各大学で具体的にどういう方法、方策をとられてきているかという点を御

と、そのためにはかくあるべきだという答申、建議が四十四年に出されているわけですね。これらをもとにして検討、改善が加えられてきているならば、現在付属学校、付属高校の問題は社会の批判を浴びる必要のない現状になっているはずなわけですね。ところが、その面については改善どころではなく、ますます批判を激しく受けるような現状になっている。そうしますと、一体、その付属高校は、いま局長から御説明あった、普通の公立学校と違うんだと、この付属学校を設けることによって大きくわが国の教育が充実し、発展し、改善されていく、そのための学校なんだという点と、現実のあり方と、まあ心配になるわけですね。それで特にその中で、一般の公立学校と、それからこの付属の学校の費用が同じであるか、あるいは差があるのかという点について、最近の資料がありましたら御報告を願いたいと思っております。

○白木義一郎君 付属学校はそういう設立の趣旨で設けられておりますから、設備その他普通の公立学校と同じ教育もなければならぬ、さらにそれに加えて特殊性を活用しなければならぬという点について、まあ公立よりも教育費が安いと、これはわかるんですが、今度P.T.A.の会費なんかになると、これは文部省からの資料ですが、逆に付属学校の方がはるかに高いと。で、いま報告していただきましたように、通算すれば付属学校の方が若干安いと。しかし、父兄の負担となる点、これは付属学校の方がはるかに多いわけですね。で、小学校では付属はP.T.A.等の納付金は一万一千五百四十七円、公立では千五百九十二円、中学では付属の方は納付金、P.T.A.等の納付金は一万六千八百七十七円、公立の方は千七百六十六円、高校は付属が一万九千七百七十九円、普通公立高校が五千九百八十八円と、こういう大きな、ほとんど比較にならないほど父兄の負担が多いわけですね。そして、幼稚園あるいは小中学校を終えて高校へ入ると、もう一般の公立の高校と同じような進学率を目指すといえますか、非常に激しい入学試験の姿があるわけですね。そうしますと、四十四年の答申を見ますと、この答申の中では、付属学校というのは普通の公立の学校とは違うんだということを父兄によく徹底すべきであると、こういう答申が出てくるんですが、果たして大学あるいは文部省でこの答申を受けて、そして、この答申どおりに一般の父兄にその趣旨を徹底しているならば、何年前に答申をされている問題がそのまま現在に至って非常に入試地獄の先頭を切っている点と、エリート校と世間から目されている。次第に付属学校としての特殊性が失われていくと。その失われていくという点は、これから学校の先生になるべき教育関係の学生たちの実習には不適当な場になっていくんじゃないかと、そういう心配をするわけですが、そこで、答申にありました趣旨を周知徹底せしめるといふ点については、いままで各大学で具体的にどういう方法、方策をとられてきているかという点を御

説明願いたいと思います。

○政府委員(佐野文一郎君) 答申の趣旨あるいは付属学校のあるべき姿というふうなものにつきましては、もちろん文部省としては、教育大学協会あるいは付属学校連盟等の機関を通じ、あるいは個々の大学付属学校に對しまして常に指導をし、また指導をしていくわけでございます。各大学ももとよりこの行政審議会の建議の趣旨は十分に承知をしておりますから、そのことについてたとえは毎年度の学生募集のための要項の中に掲げて、それを学生、入ってくる生徒に對して徹底をするというふうなことはいたしているわけでございます。

○白木義一郎君 それは学校ができたときからもう始められていることだろと思ひますが、それが結果的にばやけたり、無視されて、そして、その目的と方向が大変ずれてきていて、そして、この答申でも、付属学校が公立学校に比して費用も高く、家庭環境のよい子弟しか入学できないと批判をされていくと、それにはこういふたような原因があるんだと、こう言われておりますけれども、確かに審議会の方のおっしゃるとおりです。進学のための学校、しかもまあ費用は一般公立から見ると安いと、しかも受験生が非常に殺到する、選抜が非常に厳しくなるということ、いわゆる環境のいい、頭のいい、優秀な子供しか入学できないとすると——まあ頭のいい子供を勉強させるなら学校の先生じゃなくても私でもできます。学校の先生といふのはできる悪いのを落ちこぼれさせないためにそこに先生の生きがいと情熱があるんじゃないかと思うのですよ、できるいいのはもうほうっておいても大丈夫。それが、付属学校がもういわゆるエリートコースへ乗るような子供ばかり集めて、それで進学率がいいとか何とか言ひ出したんじゃない、これはもう性格を変えた方がいいと思うのです。で、この設立、設置の趣旨から言つて、むしろ非常に悪い環境とか、あるいはできる悪い子、あるいはできる

悪いけれども、何か一つ非常に輝きを持っているような子供とか、そういうふうな、いわゆるここに載つております多様化した子供たちを集めて、それに一般の教育を施しながら、大学の学生あるいは教授、先生方が付属学校で大いにうんちくを傾け、研究し、検討し、あるいは実態を把握して、そして教育に大きく貢献する、そういう学校でなければならぬのじゃないかと、こういう素人の私は思ふんですが、局長いかがですか。

○政府委員(佐野文一郎君) 御指摘のように、付属学校というものが設置をされている趣旨というのが、やはり大学における教育・研究と連携、協力をして、付属学校としてのしつかりした方針というものを、付属学校として、それにふさわしい教育を展開をしていく、また、それにふさわしい児童・生徒を入れるということでは、付属学校の設置の趣旨がなかるうかと思ひます。もちろんそういうことで、学部と協力をしながら実践的、実証的な教育に取り組んでいる付属が多いことはもとよりでございますけれども、特に高等学校の場合に、一般的には、付属高校の場合に競争倍率が高く、したがってどうしても学力の高い者が入ってくるということから、特に受験勉強ということをして、世の中から強く指摘をされ、批判をされるような状況になつていく点が見られるわけでございます。これについては、付属学校側も特にこの数年積極的に関係の特別委員会とつておられますし、今年度は関係の特別委員会をみずから設置をして、その中で高等学校の入学者の選抜の方法等についても改善の方法をみずから問題として探つていく状況でございますので、私どももそういう各大学なり付属学校の努力というものをさらに支援をする形で指導を続けてまいりたいと思つております。

○白木義一郎君 それで、まだ試験期日には大分日がありますけれども、受験する方あるいは受け入れる方としてはすでに万端の準備、心構えをしつつある時期じゃないかと思ひます。そこで、殺

到する激烈な試験、入試状況になる——付属学校が、その一つに、ほかの普通の公立学校と試験期日が別だと、で、付属学校の方が早く試験をやると、それでだめだった子は一般の公立の入学試験を受けなさいと、こういうふうな現況はなつていくので、この点もこの答申では、真剣かつ積極的に検討し、改善をしなければならぬと、このように答申が出ておりますけれども、来年の二月、三月の試験期に向かつて現況はどのようになつておりますか、あるいはその入学試験の問題について体制がどう改善の方向へ進んでいるかを御説明願いたいと思ひます。

○政府委員(佐野文一郎君) 御指摘のように、この八月十六日に教育大学協会の附属学校入学選抜方法改善特別委員会が取りまとめた入学試験の方法改善の報告の中で、付属の高等学校の入学試験の期日につきまして、これを公立の高等学校と同一の日に実施をすることが考えられるというところを指摘をし、さらにそのことを通じて入試の問題についても、公立高等学校と共通にすることもできるものであるから、そういった方向を地域の関係行政機関とも連絡をとりながら進めなさいというところを述べております。また、選抜期日を再検討してもなお選抜の期日を公立高等学校よりも先にやるといふ場合には、「その根拠を明確にすることが望ましい」といふようなこともあわせて指摘をされているわけでございます。現在それぞれ付属高校においてこの点についての検討が取り進められているわけでございますが、その結果が具体的にどうなるかということについてはまだ私どものところには数字が取りまとめられる状況までには至っていないわけでございます。いずれにしても高等学校につきましましては、それぞれ事情に即しながら何らかの改善の方途が講ぜられるものというところを期待をしております。

○白木義一郎君 そうしますと、それではこれは結局どういふ試験をするかという問題ですが、これから期日を一緒にするかしらないかと、これが一つの大きな問題点になると思ふんです。

それから選抜の方法ですね、一般の普通公立の高等学校と同じ日にやるといふことと、それから同じ試験問題でやるか。それから、もう一つは、答申にもありますように、抽せん制を積極的に取り入れるかという問題が残されておりますが、この春の入学試験、各大学の付属学校の試験の様子はどんなふうなぐあひでしたか、あるいはどの程度この四十四年の答申に基づいて抽せん制が採用されているか。

○政府委員(佐野文一郎君) 四十四年の教養審の建議におきまして抽せん制の導入が指摘をされておりますのは、御案内のように、幼稚園、小学校、中学校のところまででございます。これは当時非常に抽せんの実施状況が低かったわけでございますが、その後逐年改善をされてきて、現在では幼稚園は一〇〇%、小学校で九五・八%、中学校で七五%はすでに抽せんを何らかの形でやっているわけでございます。高等学校の場合には、これは事柄の性質からいたしまして、中学校以下のように抽せん制を導入することが直ちに望ましいとはいへないものがあるわけでございます。建議の中におきましても、高等学校についてはむしろ地域の公立高等学校の選抜というものを例にとつて、そしてそれとの関係で改善を考へるようになつて御指摘をいただいているわけでございます。ただ、先ほどの八月の特別委員会の報告の中では抽せん制の採用について触れておりまして、大学・学部の特別な教育・研究計画に基づいて実験学級を編制するための方法として抽せん制を採用するといふことは、これは付属学校の役割を果たす上で相応の意義を持つ、その必要性を持つと考えられるけれども、抽せん制の採用等具体的な方法等についてはやはりそれぞれの大学・学部でその教育・研究計画と関連させて、さらに今後の検討に待つべきだといふような慎重な物の言ひ方をいたしております。高等学校で抽せん制を現在採用しているのは一校だけでございますが、来年の春の入学試験の場合に付属高校で大幅に抽せん制が導入されるといふような事態はいず

れにしても起こることはないと思えます。

○白木義一郎君　そうしますと、試験は、付属高校は進学の試験の日は一般の公立学校より早い、それから、教育費はやつぱり普通の公立の学校より安い、ただし、PTAははるかに会費は高いですよというふうなことは付属の学校でも言わないと思ふんです。そうすると、一般は安いわ、しかも試験は早くやる、そこで入れなくても次の普通の公立の学校の試験を受けられるというふうなことであれば、幾らその趣旨はこうでございますとかなんとか言つても、これは普通の学校と同じだということになる。そうなればいつそ一思いに設立の趣旨なんか大幅に変えて、とつちやつて、それで幾つか高校がふえたと、足りないんですから——というふうなことにできるわけですけれども、しかし将来の教育の改善あるいは教師の質の向上等を考えれば、どうしてもそういうものが必要だということと設けられた付属の学校ですから、何とかこれを生かしていかなければならない。あるいはいまこれからはだんだん問題になってまいりますけれども、養護学校等の問題も出てきます。あるいは身障者とそれからそうでない子供とをまぜて、そして勉強させて、その成果あるいは研究なんというところも必要だろうと思ひますし、あるいはいま問題になっている落ちこぼれの子供たちをどう拾い上げていくかという点は普通の学校じゃできないわけなんです。で、この付属学校で真剣になつて、大学学長を先頭に文部省も文部大臣も大学局長も真剣に取り組んでこの制度をあるいは学校を利用し、活用していかなければならない、そういうことを心配しているわけですが、そこで局長さん、もう少し具体的に、これならまあまああれだけでも、逐次改良の方、改善の方向へいくんだなというふうな答弁をしていただけませんか。漠たる抽象的な……

○政府委員(佐野文一郎君)　五十三年度の具体的な改善の内容というのは先ほどもお答え申し上げましたように、まだわが方は把握をしていないわけではございませんけれども、これまでの付属学校

の関係者の検討の経過から見まして、中学校以下の学校の場合には倍率のきわめて低いものを除いてはおおむね抽せん制を採用するという形になるであらうと思ひます。現在まだ小学校、中学校におきましては抽せん制を実施していないところはありますが、それはおおむね来年の春からは抽せん制を導入するという形で改善を加え、また現在抽せんを行っているところでもございまして、その抽せんを行う方についてそれぞれ学校によって工夫、改善を加えてくれるというふうなことを考へております。

高等学校の場合に入試期日の問題、それから入学試験の問題についてどのような改善が加えられるのか、あるいは調査書の活用ということ従来から言つておりますし、またそれは活用はいたしておりますけれども、具体的にそれについてどのような前進が見られるか、あるいは特別委員会の報告が一つの課題として掲げている先ほど御指摘のございました抽せん制の問題であるとか、あるいは推薦入学の問題であるとか、そういったことについて各高等学校がどのような形で対応してくれるかということについて、これはやはりもう少し経緯を見ないとお答えができませんけれども、ただ、ことしの春の特別委員会の報告の内容容というのは、基本的な趣旨というのは先生御指摘のように、四十四年の建議の延長線上にあるわけでございますけれども、しかしいろいろ御批判にこたえて大学あるいは付属学校側がみずから問題として事柄を提起して自分たちの問題として提言をしてきたというのは今回初めてでございますから、そういった意味で付属高校の場合におきましてもそれぞれ何らかの改善措置がことしの春はとられるということも期待しているわけでございます。

○白木義一郎君　期待することはわれわれが期待するのであつて、われわれから局長さんに、答申、建議もこれあり、何とかその方向へ持つていくべきじゃないかと、こう思つてお話し、お伺いもしているわけですが、現時点で大学局長とし

て、この付属学校の問題、答申を含めて、それは各大学でいずれば相談して何とかするだろうから、いまの時点では何とも言えないということじやなくて、そうしますと、また四十四年のあれがさつぱり生かされないと、そういうことになつてしまつておそれがあるわけですね、その点もう一度ひとつ。

○政府委員(佐野文一郎君)　先ほどもお答え申し上げましたように、日本教育大学協会あるいは附属学校連盟の会合等を通じまして、私どももこれまで御指摘をいただいておりますような事柄について大学あるいは付属学校側の真剣な対応を求め、指導をしてきておるわけでございます。募集要項が決定をされる時期になつてきていますのでございまして、さらに私どもとしてはそういう指導を付属学校あるいは大学に対して強めてまいりたいと思つております。

○白木義一郎君　そうすると、局長さんとしては教養審ですか、教養審の答申に沿つて今後さらに推進をしていきたいと、こういうお考えをお持ちだと、こういうわけですね。

○政府委員(佐野文一郎君)　教養審の建議にもちろん沿つて努力をするわけでございますし、また教育大学協会の方の特別委員会も入学者選抜方法の改善について報告をことしの夏に出しているわけでございますから、その報告の方向に沿つて具々の改善が進むように努力をしてまいりたいと思ひます。

○白木義一郎君　そこで、現状ではこの付属の学校の趣旨に沿つてないと残念ながら思わざるを得ないわけですが、そうしますと、いま社会問題になつて落ちこぼれの子供たちをどうこれをこぼさないで拾い上げていくかということがこれからの大きな課題にもなつていくと思ふんです。この元凶である、進学のための付属高校という状態であるならば、この落ちこぼれの研究はこゝではできないと、また教育学部の先生を目指す学生たちもその問題にどう対処し、研究をしていくかという場が恐らくないし、なくなつてしまふ、

そういう問題が心配があるわけですが、この点はどういふふうな考へていらつしやいますか。

○政府委員(佐野文一郎君)　中学校以下の付属の学校の場合にはもちろん問題のあるところが絶無だとは申し上げませんが、先ほど来お答え申し上げておりますように、それぞれ大学側とも連絡をとりながら特別の研究テーマを掲げて、そして積極的な付属学校としてのそれにふさわしい教育・研究に取り組んでおるわけでございます。そういう意味でいま先生御指摘のような事柄につきましても、付属学校はそれぞれ現在の体制で十分に取り組んでいけるというふうな考へます。

やはり問題は、付属の高等学校、特に普通高校にあるわけでございますが、そのあり方が付属学校設置の趣旨に沿つたものとなるような努力というのは、先ほど来申し上げておりますように、付属学校側もようやくしてみずからその努力をしようという気構へを具体的にを見せているわけでございますから、それを助けながら私どもも指導をいたしてまいりたいと思ひます。

○白木義一郎君　このままだとこれから卒業して先生になつていく先生も相変わらず落ちこぼれの問題については研究も十分できなかったと、あるいはその経験も薄いと云ふふうなことになる、いまでさえ進学進学に気を奪われている付属高校が何の使命も果たせなくなつていくと、そういう心配がある。そんなことは私が申し上げなくてももう局長さんの方は十分おわかりでしょうが、いろいろとお忙しゅうからね、いつも端っこへ、片すみへ押し寄せられて、ああそういうこともあつたなあ、きょうは少し付属高校の方もめんどろ見なくちゃというふうな気持ちにおなりでしょうけれども、そこでその点もひとつ大いに推進改善のために努力を払つていただきたいと思います、今教育課程の改善がされたいと思ひますが、この教育課程の改善にだけこの付属学校が寄与されているかということについて若干心配をしておりますが、付属学校があるために今回の

教育課程の改善に大いに寄与した、こういう点があるというようなことを具体的にひとつ紹介をしていただきたい。

○政府委員(諸沢正道君) 学習指導要領を改善いたします場合には、それに先立ちまして、現行の指導要領の問題点というように点についてそれぞれの教科なり、領域ごとに公立学校の先生を含めて関係の先生方が研究会を開くというようなことは御承知のようにやっておるわけであります。そこに付属学校の先生も参加していただいて、そして日ごろの教育実績をそこで発表していただくというようなことはもちろんやっております。そして、現実に昨年の暮れ教育課程の改善の方針について教育課程審議会より答申がなされますと、具体的に学習指導要領をつくります作業をします場合には、これは文部省だけではできませんので、それぞれの教科ごとに十数名の協力者というのをお願いいたしておるわけでございますが、その協力者の中に公立学校の先生のほかにもちろん付属学校の先生それぞれの経験の豊かな方をお願いして作成に協力していただく、こういうような実績があるわけでございます。

○白木義一郎君 幼稚園でも抽せん、小学校でも抽せん選抜、それから中学でも選抜抽せん、幅広くいろいろな階層、いろいろなクラスの子供を集めて、そして一定の普通の学校と同じ教育を施しながらも教育の実験に大いに寄与させる学校である。そういう点ではあるいは中学から高校へ行く場合にはそのまま無試験で付属高校へ出すべき状態の子供もいるでしょうし、あるいはさらに新たに付属高校で必要な子供を入れて、そして大学の先生も教官もあるいは学生も、その学級をどういう研究の実習の場にしていくかということ、非常に大事なことだろと思ひます。先ほどもちよと触れましたけれども、やはり障害児とそれから健康児を、普通の子供ですね、と一緒の場で勉強された方がいいか悪いかというような問題も、この付属の学校から研究の成果が出てこなければならぬと思ひます。われわれは現場

じゃありませんけれども、やっぱり一緒に学校で遊ばせ、学ばせていくことが必要じゃないかと。そういうことになる、教育方法も研究しなければなりませんし、施設あるいは設備、あるいは教育課程など、どんなことから研究して、それを具体的に全国の学校へ、教育界へ反映して、いってもらわなければならない、こういうように思ひますが、その点大学局長、御意見がありましたら伺っておきたいと思ひます。

○政府委員(佐野文一郎君) 付属の小中学校につきましては、それぞれ特殊学級の整備を進めていくわけでございます。特殊教育の点で付属学校がそういう実証的、実験的な教育、研究の役割りを分担するということとはきわめて望ましいことではございますから、初中局とも十分に連絡をとりまして、現在でも付属学校で行われているところであらうというふうに私は考えますけれども、さらに御指摘の点については付属学校側と話を進めてみたいと思ひます。

○白木義一郎君 それでは、今度職業教育という点が非常に進められております。そこで、付属学校での発展していく職業学校に対処する研究、あるいは何といひますか、教育課程というような、職業科に対する、それに資する研究をするためには、いまの職業教育は全国で四つあると伺っていますが、これをさらに大幅に増設あるいは新設して、そして将来の職業教育のあり方に大いに学校の先生方、学生に研究をしていただきたい、そのように思ひますが、その点は何か文部省で考慮をされておりますか。

○政府委員(佐野文一郎君) 御指摘のように、いま付属の職業高校は四校あるだけでございます。しかし、付属の職業高校をさらに増設するという計画は、私もはいま持っております。むしろ先ほど来御指摘のように、付属の高等学校における付属学校としての教育・研究の対応ということ、これを考える場合に、多様化している高等学校段階におけるカリキュラムの問題として、いろいろ多様な構成の対応というふうなことも付属学校とし

ての教育・研究ということで進めていってほしいというふうに考えます。

○白木義一郎君 局長さんは考えてないとおっしゃいますけれども、現在、国立大学—東京工業大学付属高校ですね、それから愛媛に農学部のある農業高校がある。それから、やはり教育大の付属の坂戸高校、これ農業のあれだし、それから芸術大、音楽部の音楽高等学校、こういう現実には設けられていないことは、その必要性が大いにありというんでこの付属の高校が設置されたんじゃないかと思ひます。ぜひひとつ、考えていないとおっしゃらずに、大臣も皆さん含めて、この点これからますます大事な問題になっていくんじゃないかと、こう思ひますので申し上げるわけですが、局長はこの現状でそっちの方はいいと思ひているとお思ひでしょうか。

○政府委員(佐野文一郎君) 御指摘の四つの職業高校につきまして、それぞれその充実にさらに力を尽くしていかなければならないということは考へておりますけれども、この四校のほかにもさらに付属の職業高校を設置するという計画は持っているわけではないわけでございます。

○白木義一郎君 計画じゃなくて、お考えはありませんか、考えてない。しかし、現況から言うと、もつと前向きに研究され、取り組まれる必要があると私は思ひます。計画があるとかないとかじゃない。ないのはわかりましたけれども、そんなの必要なんだからいいわけでは、また私を納得をさしてくださればいいわけでは、

○政府委員(佐野文一郎君) 現在、各地方の大学で、さらに付属の高等学校をつくりたいという希望のあるところがあることは承知してしております。これはそれぞれやはり普通科の高等学校をつくりたいという希望であると思ひます。これに對しては、私もはいまもうこれ以上普通科の高等学校はふやさないということをきつて各大学には申し上げております。付属の農業の高等学校その他職業の系統の付属高校をつくりたいという要望は、大学からは出てきておりません。私も付

属高校につきましては、先ほど来御指摘のようなさまざまな問題を現在の付属高校が抱えているわけでございますから、その改善に当面全力を挙げることと対応してまいりたいと考えているわけでございます。

○白木義一郎君 じゃ、くどいようですが、とて現在手は回らないと、付属高校の整備、充実に手いっぱいだけれども、それを早急に整備してあるいは改善して、その上でゆつくり職業教育の面も研究したいと、まあそういうお考えだと承っておりますが、大臣、この職業高校ですね、付属の。いま言ったようなこれからどんな発展していく職業学校の先生となるべきあるいはまたそれを指導していくいろいろな研究問題を実習し、研修する場としての職業教育のための付属高校というものがもつとあつた方がいいと思ひますが、大臣、どう思われませんか。

○国務大臣(海部俊樹君) これは御指摘のように、職業教育というものは大切にしなければならぬという御指摘も受けております。また付属高校のみならず普通の職業高校におきましても、どのようなカリキュラムで、どのような方法に持つていったらいいかということは、常に研究をし、検討を繰り返しておると思ひますので、それでもなおかつ、これで完全ではない、前向きにいろいろとふやすような努力をしてみるという先生の御指摘でございますが、御意見十分拝聴いたしましたので、これからまたいろいろそういった問題を取り組みますときに研究の課題にさせていたいただきたいと思ひます。

○白木義一郎君 それでは最後に、先ほどからも入試の問題が局長からも私からも出しましたが、共通一次テストの期日の繰り下げという問題が大きい取り上げられていてと報じられておりますが、この共通テストの期日については、当委員会各党の先生方から、委員から、繰り返し繰り返して、十二月という期日は、もういつやるわけにいかないけれども、これでベストじゃないにしても、もうどう検討してもこの十二月の中旬にやる

しかないという審議が繰り返され、あるいはまた文部省の方から再三そういうお答えがあったわけです。しかも、参考人として高校の代表、大学の先生方も呼び出して繰り返し審議された問題で、という気持ちに私たちはなっていたわけですが、最近になりまして各高等学校から、これはとても迷惑だと、十二月に共通テストをやられたんでは高等学校側では非常に迷惑だ、一口に言えば、そういう声があった上で行ってきたので、文部省ではこの問題を改善会議にかける、もう一回検討してもらおうというような報道がされておりますけれども、文部省の腹構えとしては、従来の委員会においてはもう確定的な、まあ決意に近いものであったわけですが、やはりこれは真剣に、もう言えばそうだと、あのときはああいうふうな委員会では言ったけれども、もう一回よく考えてみると十二月にはいろいろ問題あるなど、高校側の言うものもさうだということでもまたもへ戻ったのですか。それとも、いわゆる政治的に、一応はそういう声が強くなったら取り上げて、そのうちわあわあわあ言っているうちに何とかなるだろうというふうなことでこれが表立ってきたのかどうなのか。一体この点について、これは学生、受験生にしてみると、非常に注目すべき文部省の態度だと、こういうふうに思いますので、その点最後にお伺いしておきます。

○政府委員(佐野文一郎君) 先生御指摘のように、前国会におきまして入試センターについての御審議を賜りました際に、共通一次の時期としては三月三日を二次の試験の期日というふうに考え、三月二十日をその発表の時期というふうに予定をしたと、そうだとすると、やはりそれから逆算をしてぎりぎり五十三日程度の準備期間というものは追試験等を含めてとっておかないとどうも悪い、さらに雪の状況もあるし、どうしてもそういう点から考えて初年度万全を期するためには十二月二十三、二十四という日にならざるを得ないということを申し上げたわけでございます。この点はその後の入試改善会議でもいろいろ

と御議論がありましたけれども、やはり初年度の準備の万全を期するために十二月の末ということでは実施要項が決まっていたわけでございます。しかし、この十二月の末に共通一次を予定するという点については、両院の委員会での御議論の際にも、何とかそれはもっと繰り下げられないかという御指摘は当時からも強うございました。中々も実施期日の問題については、繰り下げ方の御指摘があったわけでございます。

で、入試センターの方でその後全国において高等学校関係者に共通入試のやり方の趣旨、内容を説明もし、また高等学校関係者側の意見を聞いていくわけでございますが、その中で、やはり各地とも一緒して十二月の実施期日というのには高等学校の二期期のカリキュラムの問題を考えても何とか繰り下げられないかという御要望が非常に強く出てきていたわけでございます。もちろん実施要項をすてに入試改善会議の議を経て私どもは決めて通知をいたしておりましたから、そういう立場で申し上げれば、十二月二十三日、二十四日というこの期日につきましては、それを初年度については維持をしたいという気持ちがあることはそのとおりでございますけれども、反面これだけ強く試験を受ける側の方から、それにしてももう少し再検討できないかという御要望がある以上は、やはりそれを真剣に受けとめて誠実に検討をするというのが行政のとるべき姿勢ではなからうかと考えるわけでございます。私どもはこの時点で十二月二十三、二十四日の期日の繰り下げが可能であるという見通しを持って申し上げているわけではございません。これについては、どうしてもし繰り下げるといふことになれば、三月三日の期日であるいは三月二十日の発表の期日というものを繰り下げるといふことを前提にいたしませんと、円滑に十二月二十三、二十四の共通一次の期日を繰り下げるといふわけにはまいらないうと思っております。そういう点について国立大学あるいは私立大学の側がこれを了としてくれるのかどうか、そ

ういったことについて、さらに私どもは関係方面と接触をいたしまして、その上で改めて入試改善会議にお諮りをして決めていくこととさせていただきます。少なくとも現在の時点では、これだけやはり試験を受ける側からの要望が改めて出てきている以上はそれに真剣に対応をして、可能性を検討してみようというのがとるべき態度ではなからうかと、現在の時点での私どもの考え方でございます。

○白木義一郎君 慎重に対処しなさいやならないというの、これはもう言うまでもないことですが、いまおっしゃったようなことはさんざん繰り返されたわけですが、この委員会でもですね。そこで改めてそういう受験側の方から強い要望があった、その要望の中にいまままで研究されなかつた新しい問題が出てきたために、これは再検討しなさいやならない、文部省がそういう慎重な態度をおとりになつたのか、それともこれはまああつたものの、あれはひとつ法案を早く成立させるためのものであつて、実際のことを考えればやっぱこれはもう一回繰り返さなさいやならないというふうなことでどういうことになつたのか。いづれにしても慎重に事を運ばなさいやならぬ問題ですけれども、やはり受験生の立場、社会的影響も考えていかなきゃならないと思つて、できるだけ早く、踏み切つた以上は納得するようないや、せざるを得ないような方向で踏み切つていただきたい、こう思いますので、その点を十分考慮して、ああは言つたものの、ちよつと高校から強く言えば文部省は態度を変えらんじやないかというふうなふうにとられかねない面もあるんじゃないかと思つて、まあこれも無理なことではようけれども、何しろ日を切られた問題ですから、大体最初共通テストの日をいつごろに確定していいかというお考えを進められていくか、それをお伺いして私の質問を終わりたいと思つておきます。

○政府委員(佐野文一郎君) すでに入試改善会議の時期は十二月二十三、二十四ということを決定をいたしましたので、それが現在走っているわけ

でございます。ただ私どもが現在入試改善会議の方の御了解を得まして、その期日の再検討について申しますか、その期日を繰り下げることができかどうか、その可能性の検討しながら関係の国立大学や私立大学とも協議をしながら検討を進めようというわけでございます。その結果、最終的に期日をどのように措置するかというのを、この時点までに決めることができるかというの、これは現在の時点では具体的にはなかなか申し上げかねるわけでございます。国大協の総会もございませぬ、あるいは私立大学側の関係団体との協議の進捗状況もございませぬ、いづれにしましてもできるだけ早く事務を済めたいと考えております。

○白木義一郎君 大臣、それでよろしいですか。大幅後退ということなんですがね。

○国務大臣(海部俊樹君) できる限り大学入試の改善がみんなの努力によって文字どおり改善に向かつて一歩前進するように最後まで努力を続けたいと思つております。

○白木義一郎君 じゃ、終わります。

○松前達郎君 私立大学の問題、最近非常に世間をにぎわしておるわけなんです、この問題について若干の質問をさせていただきます、かように思うわけですが、最近の状況を見ますと、私立学校というの、最近の状況を見ますと、私立学校とか、非常に重要な時期に差しかかっているんじゃないかと私は思つておるわけなんです。

まあわが国においての私立学校の役割りというもの、これは非常に重要な役割りを演じておるわけでありませぬけれども、私立学校はこれはもう言うまでもなく、独自の教育目標、まあ建学の精神と言つたらいいかと思つて、そういうものを保持して教育に当たつておるわけですが、これも、これが教育に当たつておるわけですが、民主国家の健全な発展にとって非常に重要な役割りを演じておるわけはないか、私はそういうふうに考へておるわけですが、すべての教育が画一化されて、しかもそ





た私立医科大学協会がガイドラインといったものを出しておりますが、これは医科大学のうちの既設校並びに新設校につきまして、それぞれ一校当たりのいわば不足額といったものを示したものでございまして、その内容はそれぞれ昭和五十一年度の額を基礎といたしまして五十三年度の額を推計いたしておりますが、その推計といたしましては、まず一つにはいわゆる消費支出でございまして、それからさらに資金的支出も出して、その合計から予測される学生納付金、手数料、補助金といったものを推定しまして、それを差し引いたものというふうになっておるわけでございまして、その結果として一校当たりの五十三年度の収支差額を既設校で十五億八千二百万円、新設校といたしましては二十億三千万円というふうになっておりますが、ちよつと御指摘のございまして、この不足額を全部納付金にして徴収するということではございませぬ、經常的經費の不足額の範囲にとどめたい、こういうふうにしてはいるわけでございます。

それで經常的經費の範囲という問題でございまして、これにつきましては私も文部省側の考え方と医科大学協会側の考え方では共通の理解に立っていると見ておりますが、たとえば借入金金の利子をどう扱うかといったような点について、なお若干協議、お互いに詰める余地が残っておる状況でございまして、これはいづれ協議の結果、共通の立場に立てるといふふうに私もは考えております。

○松前達郎君 またさっきの私立医科大学協会の中にあつた文章なんですか、どうも文部省の言ひとおりに經常經費の範囲を余り狭く限定してしまつと、經營が成り立たないんだなつていうことをその中に言われておるわけなんです。この点が非常に不明確なもので、それから、その解釈が違つていて基本的な数字がなかなか出てこない、こういう点についてまた今後ひとつ最大の努力を払つていただいて、はっきりした内容のものを基本として打ち出していただきたい、かように

要望しておきたいと思ひます。

そこで、今度、大学設置基準についてお伺ひしたいと思ふんですけれども、どうもいろいろ問題になつていふ大学、これは名前挙げてもみますと、これ全部じゃないかも知れませんが、川崎医大、杏林、愛知、金沢あるいは東北歯科大、松本歯科大、これらをすつと見ますと、これははっきりしていることは、四十五年以降四十七年までに設立をされていふ大学であつて、しかも単科大学なんです。これが共通した一つの問題なわけですか、どうもそれが、その問題をいろいろ考へていふうちに設置基準の問題が一体どうなつていふか、その関連がどうなつていふのかという問題に入つてきたわけなんです、医大の設置基準について、現在そういう設置基準そのものがはつきりして明示されていふのかどうか、それについてお伺ひしたい。

○政府委員(佐野文一郎君) 大学設置基準の中で規定されていふことはもちろん明らかになつておりますし、さらに、その基準を適用して大学を認可していく場合の医学部の設置審査の基準につきましても、これもまたこれは大学設置審査の取り決めたところでございますけれども、かねて公表をし、明らかにしております。

○松前達郎君 先ほどの大学の例から見ますと、どうもその当時設置基準が明確でなかつたんじゃないか。ちよつと、いまのうちにだからつてしまふと、医師が不足してゐるんだと、こういうふうには言われた時代だつたんで、それに便乗して何とかいまのうちにつてしまつた方がいふんだと、いづれこれ厳しくなるんだと、そういうふうな考へ方があるけれどもその底流にあつたんじゃないか。私には実を言つとそういう話も聞いたことあるんです。そういうふうなことで、こういう大学がくられて、しかも、その大学のつくる原因——原因といひますか、集団ですか、大学をつくらうといひ出した集団といふのはお医者者の集団、医師の集団である。したがらしまして、ある意味でいひま

すと、大学の運営そのものに対してもベテランではない、どつちかという素人、こういう人たちが寄つてたかつてつくり上げたというふうな、大学運営の基本的な方法を知らないようなグループがつくつたんじゃないか。ですから、当然その大学の性格としてあらわれてくるのは、お医者さんさへ養成すればいいんだ、こういうふうなことに流れがちであつて、大学そのものが教育の場であり、しかも研究の場であつて、医学の向上のために大きく役立つんだということはどうもその中に入つていふんじゃないか、私はそういうふうにして思つておるわけなんですけれども、その点についていかがでしょうか。

○政府委員(佐野文一郎君) 御指摘の点で私も具体的に反省をし、改善を加えた点が一つございまして、それは付属病院の審査基準における取り扱ひでございまして、四十五年から四十七年度に設置された医科大学の審査の際の審査基準におきましては、付属病院の規模自体は現行と同じように、たとえば定員六十人であれば六百床、百二十人であれば九百床というふうなことは定められていたわけでありまして、原則としてそれは開学するときには必要とするということになつていたわけでございますけれども、付属病院が大学教育に要する施設としては非常に大規模なものであるといふこともございまして、当時相当規模の整備された病院が別にあつて、その病院において教育・研究を行つたということが、支障なくできるといふような状況であれば、付属病院については学部学生の臨床教育が始まる時点、つまり第五年度の始まるまではこれをいわゆる暫定病院として付属病院にまで使つてよろしいといふことを認めていたわけでございます。四十七年までの設置校は、いわゆるこの暫定病院の制度によつて付属病院を設置していったものがほとんどでございまして、

この暫定病院の取り扱ひにつきましては、四十七年度に四十七年度申請校以降の認可の場合の審査のやり方を再検討をし、いわゆる単年度審査から二年度審査、二年にわたる審査に審査方法を変えて、より嚴重な取り扱ひをいたしましたときに、あわせて暫定病院が必ずしも当初の期待どおり十分に機能してないといふような反省がございまして、この暫定病院の制度をやめたわけでございます。それ以降はいたしまして、付属病院は大学の開設年度中に開設をすることを必要とするということになつたわけでございまして、ただ、御案内のように六百床を超える部分についてはいわゆる別途の措置がとられておりますけれども、これはいわゆる暫定病院の制度とは全くその趣旨を異にするものでございまして、付属病院の取り扱ひについては、御指摘のように、四十七年までは、それ以降に比しますと暫定病院という特例措置があつたという点において、やや緩和された取り扱ひであつたということが言えようかと思ひます。

○松前達郎君 まだ付属病院のことについてはお伺ひしてないんですけれども、いまさつき申し上げたように、そういう緩和された条件の中でできた、そういう時代であつたということなんですけれども、そういう緩和された中でできるということとは、この緩和されたうちに、その時間帯の中でつてしまふ、そういうふうなことも考へ方がどこかにあるんじゃないかと、こういうことでお伺ひをしたわけなんです、いまのうちにつてしまふと、それで、それが、お医者さんが医者としてのニーズにこたへるべくやるんだと、そういうことだけで、こういう大学の設置が行われたんではなからうかと私は考へておるわけですが、それについていかがでしょうか。

○政府委員(佐野文一郎君) 医科大学の設置状況を見ますと、私立の医科大学は四十五年度には三校、四十六年度に二校、四十七年度には七校設置をされております。そういう点からいひまして、四十七年度に非常に多数の大学が新設をされていふことはございまして、このことは必ずしもいふゆる暫定病院の制度があるうち

にとりような形でここに申請が殺到してきたという事ではなくて、やはり医科大学を新設したいという希望が全国各地に一齐に出てきたということではなかったのかと考えております。

○松前達郎君 そうしますと、これらの大学ですね、これは現在の大学設置基準を十分満足しているわけでしょうか。

○政府委員(佐野文一郎君) これらの大学はもとよりそれぞれ自己の固有の付属病院はその後設置をいたしておりますし、当時暫定病院として使っておりましたものも第二の付属病院としてさらに追加をして使っているというところがあるが大半でございます。一部暫定病院を取りやめておるものもございまして、大半は付属病院として転用をいたしております。これらは現在の段階でそれぞれ設置基準は満たしております。

○松前達郎君 そうしますと、現在の大学設置基準、これは恐らくおっしゃっておられるのは中間報告という形で出されているものになるんじゃないかと思っておりますけれども、この中間報告を見ますと、その中でその大学設置基準について基本的な事項は定められているけれども、専門課程の専任教員数とか授業科目とか設備の基準とか付属施設の基準——これは病院も含むんじゃないかと思っております、こういったようなものについては「別に定める。」というふうになっておいて、しかもまだに制定されていないんだというのがこの中間報告にあるわけなんです、ちょうどその当時の設置基準というのには、そういった専任教員数とか設備とかそういったものを含めてはつきりした取り決めがなかったんじゃないかと思っておりますが、それについてお伺いいたします。

よって動いていたわけでございます。

○政府委員(佐野文一郎君) この審査基準の中には、いま御指摘のような、専門課程の専任教員数であるとかあるいは図書及び学術雑誌の基準であるとかあるいは機械、器具、標本等につきましても基準を示していたわけでございます。

○松前達郎君 そうしますと、この中間報告にある「いまだ制定されていない」と、これはっきり書いてあるのは、これは間違っているんですかね。

○政府委員(佐野文一郎君) これは大学設置審議会がみずから審査をしていく場合の審査基準として定めて公表をしておりますのでございまして、いわゆる大学設置基準の系統で法令化されているものではないと思っております。そういう意味で定められていないという御指摘であらうと思っております。

○松前達郎君 そうしますと、結論としてはこういうふうな解釈をしていいのでしょうか。その当時いまだ問題になっていない大学設置基準については正式に制定されていなかったんだと、ですから、正式に制定されていなかったにもかかわらず医科大学の設置というのについては認可をしたんだというふうな解釈してよろしいでしょうか。

○政府委員(佐野文一郎君) 確かに設置基準の上では「別に定める。」というふうに医学部の場合にはなっていたわけでございます。ただ、設置を具体的にする場合のそのスタンダードというもののについては医学部の設置審査基準という形で具体的に示されていたわけでございますし、それに従って十分な審査が行われて認可をされていたものもございまして。

○松前達郎君 そうしますと、審査基準で審査をしたと、医学部設置審査基準ですね、これで審査をした、こういうことになるわけなんです。

また設置基準の話になりますけれども、文部省大学学術局が作成した「大学設置基準の解説」によりまして、大学設置基準というのは、大学設置に対する最低の基準を示すものである。各大学は、専任教員数とか、あるいは施設・設備等を、これを上回るようになるべく努力をしなければいけないんだということで指導方針を打ち出してお

ると思っておりますけれども、しかし一方では、大学設置基準を遵守すると、これまたおかしな話で、私立大学の経営は成り立たないんだと、そういうことすら言われているのも、これもまた事実なんでありまして。ですから、設置基準を遵守する、これは言いかえまして、たとえば水増しなしの学生募集ですとか、あるいは一般的な学生納付金からの収入、また同時に、これらの収入に対して、これによって大学専任教員に対する人件費支出、これも余り非常識な額じゃなくても一般的な人件費支出、こういう面も照らし合わせて考えますと、どうもまともな給与支払いが設置基準そのものを遵守する上でできないんだと、こういうふうなことをよく言われておるわけでありまして。この点についてはいかがでしょうか。

○政府委員(佐野文一郎君) やはり大学設置基準というのは、標準的な基準であるのかあるいは最低の基準を示しているのかというところであるならば、私は最低の基準を示しているものだと考えるべきだと思っております。したがって、各大学がその基準を守り、あるいはその基準を超えて大学の教員組織なりあるいは施設・設備を充実していくというところは望ましいことではございますけれども、ただそのことは必ずしも、たとえば施設が大きい、やはり必要にして十分なものであるものを私学の経営の見地から整えていくということではなからうかと思っております。現在の大学設置基準に従った教員組織なりあるいは施設・設備の整備というものが、私学の経営を危うくするように基準が高いものというふうには私たちは考えておりません。

○松前達郎君 そこで重要な問題が一つ出てくるんですけれども、大学設置基準と現在の大学の運営の問題なんですけれども、現在の大学設置基準では非常に先ほど申し上げたようなことが言われているということなんです、財政的な面からこの設置基準に基づいた検討を行ったことがござ

いますか。



ば大学そのものに補助するんであるか、あるいは学生そのものに補助するの、あるいはそこで教育を担当する教員に対して補助している人件費補助なのか、その辺もよつとお伺いしたいと思いま

いいと思うんですけども、特に、新設の大学において、さっきの設置基準の問題と関連するんですけれども、いまの設置基準、これは中間報告では、開設時に要求されるもの、これはもうもちろん付属病院等は開設年度中に開院しなければなら

まして、当初やはり一般的には在学生を世の中に送り出したという実績が出ましたことによつて当該機関が大学として完成した一つの社会的意義が確認されるというような考え方があったわけござ

うのを踏まえてひとつその点十分配慮していただきたいと思ひます。余り時間がないわけですが、大学院の問題一つだけお伺いして終わりにしようと思ひますが、このいまの設置基準とのまた関連があるんですが、四十九年以降の新設の医学部の場合、完成年

○政府委員(三角哲生君) 昭和四十五年度から実施いたしております私立大学等経常費補助金は、これは学校法人に対する補助金でございますが、しかしながら、その補助の目的は私立学校の教育の充実と向上ということがまず第一点でございます

ない、そういうことですか、あるいは教員の就任の問題ですね、これは三年次までに全員就任しなければいけない、こういうことになっておると思ひます。ですから、もつと極端なことを言

な、あわせてちよつと言葉は悪うございませうが、大学をつくりたいという場合にも、これはやはり相当学年進行によつて完成年度に達するぐ

が、これについてはやはり基礎となる学部が、これについてはやはり基礎となる学部の教育・研究の充実の状況あるいは付属病院の整備・充実の状況というものを総合的に判断をして認可を

○松前達郎君 そうしますと、その補助金の算出根拠ですね、この算出根拠は何に基づいて算出されておるんでしょうか。

は、最終的な姿に設置基準上はなるんだと、こういうふうなことであるんですけども、その時期というものが学生の数が少ないですから非常に苦しい時期じゃないかと思ひますよ、私学にとつては、ところが、その苦しい反面、補助金はその間はゼロである、そして、三年後になって完成し

は、四十五年に創設された当初から未完成の学部ないし学科についてはこれを補助の対象からはずしまして、その学部ないしは短大の学科等が完成後に補助を開始することいたしました。それを受けまして私立学校振興助成法の六条のような規定ができたというふうに理解しております

な、先ほどの私、設置基準の御返事の中で、四十七年当時と現在の時点とを若干混同して御答弁をされておるのではないかと、ちよつと心配になりますので補足はいたしますが、御指摘の四十五年から四十七年当時の審査の場合には審査に当た

○政府委員(三角哲生君) 算出根拠の基本はやはり私立学校振興助成法でございますが、その助成法に基づきまして定められました私立学校振興助成法施行令に一番の基本が定められておるわけでございます。で、これに基づきまして、日本私学振興財団におきまして補助金の交付要綱をつくり

たときに、基準等に従つた内容を持つたときに、徐々にその補助金をふやしていつて、完成をしたときに全額にする、完成するというのは六年後ですね、全額にする、こういうことなんで、どうもこの辺が先ほどの補助の一つの考え方からい

な、非常に高額となつておることに気がままして、昭和四十九年度から入学時寄付金の抑制策の通知が出されましたが、その抑制策の一環としまして、設置後三年目から経常費補助の対象とするというふうに措置されておるという状況でございます

な、先ほどの私、設置基準の御返事の中で、四十七年当時と現在の時点とを若干混同して御答弁をされておるのではないかと、ちよつと心配になりますので補足はいたしますが、御指摘の四十五年から四十七年当時の審査の場合には審査に当た

○松前達郎君 そうしますと、恐らく教員です

○政府委員(三角哲生君) 確かに先生いまおっしゃいましたように、完成途上において実例として非常に苦しいところを切り抜けていくという実情と申しますか、実態はあるであらうかと存じます。ただ、私立大学経常費補助金につきましては、私立大学というものが、先ほど冒頭に大臣から申されましたように、やはり国の国民として有

な、松前達郎君 補助金を当てにして大学をつくるというの、これは最初から寄付行為の中ではつきりとするわけなんです、これは設置審査のときにこういう問題すぐわかるだろうと私は思ひます、そういうことではないと思ひますけれども、いざそれにしても精神からいってやはり認可した以上はその大学そのものの学生が税金からの負担を、ある程度

な、松前達郎君 それじゃ最後に要望を一つしておきたいと思ひますが、先ほどの大学院の問題ですけれども、これも経常の問題として非常に大きな関連があると思ひますから、それで質問させていだいたんですが、インスターンの制度がなくたって研修医の制度が適用されておるんですが、この研修医というものがこれは非常に大

○松前達郎君 その補助金についてなんです、特に補助金というのが、大学の運営に当たつてそれを健全に行えるようにと、そういうふうなことで、教員の教を基礎として補助金が算出され、それが交付されていると、こういうふうに理解して

○政府委員(三角哲生君) 算出の一番の基本的な要素になりますものは、仰せのとおり教員数でございます。で、これに基づきまして、日本私学振興財団におきまして補助金の交付要綱をつくりまして、そこでかなり細かい点にまで算出の基準を定めておりました、これはまあ法令集等において示されておるわけでございます、内容につきましては

な、松前達郎君 補助金を当てにして大学をつくるというの、これは最初から寄付行為の中ではつきりとするわけなんです、これは設置審査のときにこういう問題すぐわかるだろうと私は思ひます、そういうことではないと思ひますけれども、いざそれにしても精神からいってやはり認可した以上はその大学そのものの学生が税金からの負担を、ある程度

な、松前達郎君 それじゃ最後に要望を一つしておきたいと思ひますが、先ほどの大学院の問題ですけれども、これも経常の問題として非常に大きな関連があると思ひますから、それで質問させていだいたんですが、インスターンの制度がなくたって研修医の制度が適用されておるんですが、この研修医というものがこれは非常に大

○松前達郎君 その補助金についてなんです、特に補助金というのが、大学の運営に当たつてそれを健全に行えるようにと、そういうふうなことで、教員の教を基礎として補助金が算出され、それが交付されていると、こういうふうに理解して

○政府委員(三角哲生君) 算出の一番の基本的な要素になりますものは、仰せのとおり教員数でございます。で、これに基づきまして、日本私学振興財団におきまして補助金の交付要綱をつくりまして、そこでかなり細かい点にまで算出の基準を定めておりました、これはまあ法令集等において示されておるわけでございます、内容につきましては

な、松前達郎君 補助金を当てにして大学をつくるというの、これは最初から寄付行為の中ではつきりとするわけなんです、これは設置審査のときにこういう問題すぐわかるだろうと私は思ひます、そういうことではないと思ひますけれども、いざそれにしても精神からいってやはり認可した以上はその大学そのものの学生が税金からの負担を、ある程度

な、松前達郎君 それじゃ最後に要望を一つしておきたいと思ひますが、先ほどの大学院の問題ですけれども、これも経常の問題として非常に大きな関連があると思ひますから、それで質問させていだいたんですが、インスターンの制度がなくたって研修医の制度が適用されておるんですが、この研修医というものがこれは非常に大

○松前達郎君 その補助金についてなんです、特に補助金というのが、大学の運営に当たつてそれを健全に行えるようにと、そういうふうなことで、教員の教を基礎として補助金が算出され、それが交付されていると、こういうふうに理解して

○政府委員(三角哲生君) 算出の一番の基本的な要素になりますものは、仰せのとおり教員数でございます。で、これに基づきまして、日本私学振興財団におきまして補助金の交付要綱をつくりまして、そこでかなり細かい点にまで算出の基準を定めておりました、これはまあ法令集等において示されておるわけでございます、内容につきましては

な、松前達郎君 補助金を当てにして大学をつくるというの、これは最初から寄付行為の中ではつきりとするわけなんです、これは設置審査のときにこういう問題すぐわかるだろうと私は思ひます、そういうことではないと思ひますけれども、いざそれにしても精神からいってやはり認可した以上はその大学そのものの学生が税金からの負担を、ある程度

な、松前達郎君 それじゃ最後に要望を一つしておきたいと思ひますが、先ほどの大学院の問題ですけれども、これも経常の問題として非常に大きな関連があると思ひますから、それで質問させていだいたんですが、インスターンの制度がなくたって研修医の制度が適用されておるんですが、この研修医というものがこれは非常に大

○松前達郎君 その補助金についてなんです、特に補助金というのが、大学の運営に当たつてそれを健全に行えるようにと、そういうふうなことで、教員の教を基礎として補助金が算出され、それが交付されていると、こういうふうに理解して

○政府委員(三角哲生君) 算出の一番の基本的な要素になりますものは、仰せのとおり教員数でございます。で、これに基づきまして、日本私学振興財団におきまして補助金の交付要綱をつくりまして、そこでかなり細かい点にまで算出の基準を定めておりました、これはまあ法令集等において示されておるわけでございます、内容につきましては

な、松前達郎君 補助金を当てにして大学をつくるというの、これは最初から寄付行為の中ではつきりとするわけなんです、これは設置審査のときにこういう問題すぐわかるだろうと私は思ひます、そういうことではないと思ひますけれども、いざそれにしても精神からいってやはり認可した以上はその大学そのものの学生が税金からの負担を、ある程度

な、松前達郎君 それじゃ最後に要望を一つしておきたいと思ひますが、先ほどの大学院の問題ですけれども、これも経常の問題として非常に大きな関連があると思ひますから、それで質問させていだいたんですが、インスターンの制度がなくたって研修医の制度が適用されておるんですが、この研修医というものがこれは非常に大

○松前達郎君 その補助金についてなんです、特に補助金というのが、大学の運営に当たつてそれを健全に行えるようにと、そういうふうなことで、教員の教を基礎として補助金が算出され、それが交付されていると、こういうふうに理解して

○政府委員(三角哲生君) 算出の一番の基本的な要素になりますものは、仰せのとおり教員数でございます。で、これに基づきまして、日本私学振興財団におきまして補助金の交付要綱をつくりまして、そこでかなり細かい点にまで算出の基準を定めておりました、これはまあ法令集等において示されておるわけでございます、内容につきましては

な、松前達郎君 補助金を当てにして大学をつくるというの、これは最初から寄付行為の中ではつきりとするわけなんです、これは設置審査のときにこういう問題すぐわかるだろうと私は思ひます、そういうことではないと思ひますけれども、いざそれにしても精神からいってやはり認可した以上はその大学そのものの学生が税金からの負担を、ある程度

な、松前達郎君 それじゃ最後に要望を一つしておきたいと思ひますが、先ほどの大学院の問題ですけれども、これも経常の問題として非常に大きな関連があると思ひますから、それで質問させていだいたんですが、インスターンの制度がなくたって研修医の制度が適用されておるんですが、この研修医というものがこれは非常に大

きな戦力になるんだと私は聞いています。古い大学になりますと無料でもって働くお医者さんがたくさんいる。これが非常に大きな大学病院の増収の基礎をなしておるのだと、こういうふうに言われておるので、ですからこれはデータに出てこない問題なんです。そういう面から考えても、大学未完成とおっしゃいましたけれども、完成年次を求められて最初から計画し、三年後に完成しているわけですから、そういう施設・設備、教員等あるいはその教員の内容についても十分経歴を持った、研究成果を持つ教員がいるわけなんです、そういう点を十分配慮していただいて、研修制度ですね、研修医そういう者と同じような、大学院学生がいわゆるティーチングアシスタントといえますか、そういう面での役に立つようなそういう方向を考えながらひとつ十分配慮していただきたい、かように思うわけなんです。

もう時間ありませんので最後に、いまいろいろと申し上げている質問をさせていただいたんですが、これらの件について、今後文部省としてこの医科大学等の問題について何らかの調査機関なり調査室ですか、こういうのを設けられて十分検討するといふ話をお伺いしたんですが、その中で特に先ほど来申し上げております高い寄付金等を出出するような基本ですね、基本的な問題があるのかないのか、その点をはっきり調査されるように希望したいと思っております。この調査室の件についてひとつ文部省の考え方を伺いして質問を終わらせていただきます。

○政府委員(三角哲生君) 私どもは明年度の要求と申しますか、計画といたしまして、学校法人調査室というものを新設をお願いしたいと思っております。ここでは文部省といたしまして、やはり私立学校が私立学校御自身で自主的にいろいろ改善充実に努めるといふことが基本でございますけれども、文部省としても、これをそいう自主的な御努力に御協力申し上げるといふ立場から、学校経営的な面ではやはり私立学校の長期的な財政計画の樹立でございますかと、ある

いは学内の経営組織と申しますか、いろいろな意味での運営組織の整備、そういう面に對する指導・助言が行えますように、さつき申し上げましたような自主的努力を側面から援助するための一つのスタッフを整備したいというものでございまして、これによりまして、たとえばいろいろな私立学校からも財務関係の書類等ももちょうだいしていただくわけでございますけれども、こういったものにつきましても、より私どもはこれにたいだいたくということだけではなくて、たとえば御指摘のありましたような医科大学のような問題につきましては、これをもう少しじっくり内容も分析したり、研究をしたりというように内容をやるような体制を持ちたいと、こういう考えでお願いをしたいと思っておりますのでござい

○松前達郎君 これで質問終わります。

○田淵哲也君 私は、最近わが国の国際的な諸活動が進展するに伴いまして長期海外に勤務する人がふえております。それに伴って義務教育相当地年齢の子女もこの六年間に二倍にふえるという、こういう状態があるわけでありまして、同時に、長期間の海外勤務から帰国する子女というものも急増しておる、こういう情勢の中で早急に解決すべき問題点というものがたくさんあると思っております。

まず第一は、海外派遣教員の身分並びに処遇の改善の問題についてお伺いをしたいと思います。現在各都道府県から希望者を募って海外に派遣させる、こういうことではありますから、各都道府県によってその扱いがばらばらである。さらに、給与においても半分は国庫負担ですけれども半分は地方公共団体負担だと、こういうことで地方公共団体としてもたくさん出すということについて非常に抵抗がある、こういうことがあるわけでありまして、文部省は来年度予算の概算要求に際しまして、この給与の全額国庫負担並びに派遣教員の身分は出張扱いということと統一する、こういうことを要求しておられるようでありませぬかと

も、まずこの見直しはどうか、この点についてお伺いをしたいと思います。

○國務大臣(海部俊樹君) 派遣教員の問題は先生御指摘のように、私どもはきわめて重要な教育問題の一端である、こう受けとめておりますので、できるだけ派遣教員の方々の安定した身分、それからやはり現地で心置きなく教育に従事してほしい、こういう願いを込めてこのたびの概算要求を固め、文部省としての現状における改善策と申しますか、そういうものを立てておるわけでありまして、見直しはどうかと仰せられますと、まだ相手のあることでありますから何とも言えませんが、私どもは全力を挙げて文部省が考えております政策努力が報われるように大いにがんばりたいと、こう決意をしておるところでございますので、よろしくお願いたします。

○田淵哲也君 この身分の問題ですが、これも出張扱いで統一させるといって、教員は地方公務員でありまして、人事権は各都道府県の教育委員会が持つておるわけでありまして、したがって、統一させるといって、これは各都道府県に属する問題ですから簡単にいくのかどうか、この点はいかがですか。

○政府委員(井内慶次郎君) 派遣教員の身分を研修出張ということでただいま概算要求をいたしておるわけですが、先ほど御指摘になりましたように、現在、研修出張で派遣をしておりますのが二十九件、それから職務専念義務免除十五件、休職三件という区々になっております。明年度の概算要求に当たりますと、御案内の都道府県教育委員長の協議会、都道府県の教育長の協議会の方と私ども御相談もいろいろやっております、都道府県側の方の意見と私どもの意見と一致せまして、ただいま申し上げましたように研修出張ということで予算要求をいたした次第でございます。

したがって、各都道府県におかれましては、海外子女教育に對する理解を深めていただいで、各都道府県とも御協力願えるものと確信しております。

なおまた、先ほど研修出張が二十九件と申しましたが、この数年間でこの数は増加いたしました。現在二十九件になっておまして、傾向といたしましてはやはり研修出張という方向に私どもも動いておると、かように考えております。

○田淵哲也君 大体各都道府県ともこれに對して協力されるであろうという見通しでありますけれども、もしこの取り扱いが統一された場合には、すでに海外に派遣されておる教員についてもこれは適用されるわけですか。

○政府委員(井内慶次郎君) 基本的には、すでに派遣されている教員も含めまして全員を研修出張に統一したいと考えて概算要求をいたしております。しかし、御指摘のように、この点の具体的扱いにつきましては、今後の予算編成の状況をらみまして、各都道府県と個別に御相談をしなければならぬ要素があるであろう、かように考えております。

○田淵哲也君 この海外にいる子女に對する教育の責任は、これは本来どこにあるべきものですか。国が責任を負うべきものか、都道府県が負うべきものか、この点はいかがでしょうか。

○政府委員(井内慶次郎君) 海外に出て活躍しておられる邦人の子女の教育の問題につきましては、父兄の方、それから外務省の方の領事事務の関係、それから文部省、相互にやはり協力し合いながらやっていかなければならぬ性格を持つておるんじゃないかと、かように私どもは考えておる次第でございます。

○田淵哲也君 これは当然そうすけれども、基本的に教育、特に義務教育の場合は国がそれをやる責任がある。それを地方においても、地方に分担しておるといふこともあるわけですが、海外に住んでおる人たちの教育の責任は行政の面ではどこが持つべきものか。

○政府委員(井内慶次郎君) 教育の問題の基本をなします教師、教員の確保の問題、あるいは教育の内容の問題等につきましては、義務教育に準

じまして学習指導要領に準拠したりつばな教育が行われるように、また教材の整備でございますとか、これは文部省が全責任を負うべきものと考えております。

なお、先ほども申し上げたところでございますが、現在派遣されておる教員につきましては、海外子女教育の一面として、邦人の福祉を守るといふ意味の領事事務の性格が現にあるわけでございまして、そういう意味で、現在派遣されております教員に対しましては、当該派遣期間中、外務大臣が日本人学校の校長または教員の業務を委嘱するということを行いまして、その旅費でございますとか、あるいは在勤俸に相当する謝金でございますとか、あるいは海外外務省の方でお願いをいたしておると、こういうことでございます。

○田淵哲也君 つまり文部省で責任を持つべき部分と外務省で持つべき部分とあると。しかし、いづれにしても海外の場合は国が責任を持つべきだと、そういうことは言えるわけですね。間違いないらせんか。

○政府委員(井内慶次郎君) 責任と申しますか、先生御案内のように、現在海外に出しております子供が義務教育相当約二万人おられるわけでございますが、その中で開発途上国を中心として、やはり日本人学校がどうしても必要だろうと。それから先進国では、補習学校的なものが基本になっておると。両方に、日本人学校にも補習学校にも通ってない子供さんもおられる。この方にはやはり義務教育に相当した教育をということで、通信教育の仕事を実施いたしておるわけでございます。

そのようなわけでございますが、日本人学校で申しますと、その設置主体は一体どこなのかという点になりますと、国内法が及ぶわけでありませぬから、やはり父兄の方々を中心とし、現地の日本人会等が中心となって設置を願っておる。ただ、文部省としましては、義務教育相当のお子さん方に対しましては国内における義務教育に準ずる、あるいは同等の教育を何とか確保しなきゃな

らぬという責任を持つておると、かように考えております。

○田淵哲也君 もちろん、海外でありまして、日本の主権が及んでおりませんから国内の場合とは同一にはいかないと思いますが、とにかく国が都道府県かどちらかが責任を持つとすると、やっぱりこれは国だということは何となく思っていますね、都道府県は責任の持ちようはないわけでありませぬから。

そうしますと、ことしの八月十六日に、福田総理がバンコクにおきまして日本人会、それから商工会議所共催の昼食会で、海外に出ている教員は国家公務員に切りかえるよう検討する、こういう発言をされておるわけです。これはその後文部省並びに外務省に対して何らかの指示が総理からあったかどうか、この点について伺いをしたいと思います。

○政府委員(井内慶次郎君) 総理が国家公務員に切りかえること述べられたということではないようで、バンコクの日本人学校の校長がそのような趣旨の要望をした折に総理が、派遣教員の処遇の改善の重要性について基本的な理解を示された。総理からこの点について特段の指示は受けておりませんが、ただいま御指摘のようなこともありましたので、文部省としましては、派遣教員の処遇の改善を第一義としておりますので、国家公務員に身分を切りかえるということにつきましては、これは実は昨年来検討を続けておるところでございます。でございますが、最も現実的な対処の方法としまして私どもが、地方公務員のままで研修出張ということで出かけてもらうということはどうだろうかということで概算要求を取りまとめていまして努力しておるわけですが、その基本の考え方は、やはり日本人学校に派遣します教員の大部分が地方公務員が主たる供給源でありまして、それぞれがおおむね三年間、さつき申しましたように外務大臣から委嘱をいたしまして、三年してまた地方の教育公務員として職場に復帰をなさるわけでございます。その意味では、やはり派遣教員の身

分というものの継続性と申しましようか、地方公務員という点で何か国家公務員に切りかえてほしいという要望はぜひあるわけでございまして、国家公務員に切りかえてほしいとされる要望の趣旨を、地方公務員の身分を継続しながら何か実現する方法はないだろうかという考え方をもちまして、最初に先生から御指摘になりましたように、やはり今日の地方財政の状況からいまして、給与の負担の関係が一つ、それと派遣します方式の問題、この二点を当面の問題としては改善することによって前進を図りたいと、こういう考え方で概算要求を八月末にいたした次第でございます。

○田淵哲也君 それから、派遣教師だけでは必ずしも全部満たされるわけでありませぬから、現地採用教師というのがありますね。現地採用教師というものの取り扱いは、これは派遣教師との間で非常に差があるわけです。これはできるだけやはり均衡を図るべきだと思えますけれども、この点はいかがですか。

○政府委員(井内慶次郎君) ただいま申しましたように、文部省としては、日本人学校それから補習学校等において必要な教員をどう確保するかということが最大の責務と考えておるわけですが、やはり基本的には派遣いたします教員の数もふやしていくということが第一かと思っております。派遣教員のほか、これを補う形で現地採用の教員がおられることはそれなりのメリットがあるようにございまして。現地の生活が長くて、現地の言葉にも通じ、現地の事情に明るい教員もあってほしい。それから、ところによりまして、現地のたとは英語を使うところがございます、非常勤講師のような形で英国人を非常勤講師に採用するところも現にあるようにございまして、そういうメリットは認めるべきかと思いますが、ただ現地採用教師の場合は、それぞれの地域によりまして教師の免許状を持っている人がほとんどいない場合もありまして、相当お持ちの方がおられる場

合もございまして、一律になかなか断定できない問題かと思っております。日本人学校で申しますと、二割前後が現地採用教師ということになっております。そこで、ただいま御指摘のように、派遣教員の場合の処遇とそれから現地採用教員の場合の処遇に相当の差があることは事実でございます。この点でございますが、現地採用教員の場合には、派遣教員との均衡の問題と同時に、現地の労働社会事情等々も総合的に判断しなければならぬという要因が個々の日本人学校の事情を承りますとあるようにございまして、その給与費につきましては、日本人学校等の教育において果たす役割りはやはり重要なものがございますので、国としても相当程度の援助をすることがこれは必要と私も考えております。この点につきましては、現在在外務省においてそのために必要な経費を計上願っておるところでございます。今後の問題としましては、やはり派遣教員に対しましては処遇の安定ということを文部省もいま全力を挙げつつあるわけですが、その均衡というのがやはり大きな問題だろうと思ひまして、御指摘のように、現地採用教員の質の問題、その処遇の問題等、今後外務省とも協議を積極的にやってみなければならぬだろうと、かように考えております。

○田淵哲也君 これは処遇の均衡ということも重要ですが、もう一つはやはり費用の負担ということですね。現在国からのこれに対する助成はどれぐらいあるか、あるいは今後これはどうなるのか、その点はいかがですか。

○説明員(高瀬秀一君) ただいまの現地採用教員に対しましては、井内局長が御指摘になりましたように、いろいろ現地の社会条件その他がございまして、一挙にその派遣教員並みの待遇をするということとは、なかなかそれが適当かどうかという点についてはまだ検討の余地があるのではないかと、そう思うわけでございます。しかしながら、まあ政府といたしましては、これ現地採用教員というのはあくまで現地の日本人会が、あるいは日本人学校の設置者が雇っている先生でござ

います、国といたしましても、その設置者が過剰な負担というものを負うことがないように援助をいたしておりまして、具体的には一人一人に對しまして月二百七十七ドルの支度金を与えているということでございます。この点につきまして、今後ふやしたいとは思いますが、いろいろの予算の制約等もございまして、なるべくふやしたい、なるべく過剰な負担にならないように援助したい、こういう基本姿勢だというふうに御理解いただきたいと思ひます。

○田淵哲也君 現在、基本的にこの日本人学校が少ないと思ひます。特に全日制の学校というのは非常に少ない。大体海外にいる子女の三分の一ぐらいしか入れないというのが現状ではないかと思ひます。来年度の予算では、ウィーンとかワルシャワ、シカゴ等七都市に全日制の学校を増設する要求をされておるようでありませうけれども、したがって、どうしてもこの補習学校というものに頼らざるを得ない地域もある。特にこの補習学校の場合は、教師は現地採用教師が圧倒的に多いわけですね。こういうものに対して給与でも国が全面的にめんどうを見なければ、その分はやはり父兄の負担になる。だから、非常に不公平になるわけですね。だから私は、思い切つてこの給与というものも国庫負担にする方向で検討すべきではないかと思ひますけれども、いかがですか。

○説明員(高瀬秀一君) 先ほど申し上げました現地採用教師と申すのは、日本人学校におきまして、何と申すか、常勤として、あるいは非常勤でも、要するに労働時間のほとんどをその学校で働いているという形のはば常勤に近いような形の現地採用教師がございまして、そういうような者につきましては、先生御指摘のように、かなり国としても本腰を入れて援助をしなければならぬと思ひますか、補助しなければならぬと、こういうふうな考へておられますが、補習校というのは何ぶん週一回、土曜日半日ぐらいでございますかやります。パートタイム、アルバイト的な性格が非常に強うございまして、これにつきましても

国は一人につき月百ドルの補助を与えておられますが、それにつきまして全額国が持つというような措置が果たして他の均衡上適当かどうかという点については、なお検討させていただきますと思ひます。

○田淵哲也君 しかし、いずれにしてもこの全日制の学校が足りないことは事実だと思ひます。今後やはりこの全日制の日本人学校をふやす、これは非常に重要だと思ひますけれども、来年度は七校の概算要求ですけれども、海外勤務者がどのくらいふえておると、これからはまたふえていくであろう、そうすると、七校ぐらいいいよと追つかないんじゃないか、もつと思ひ切つて日本人学校を増設すべきじゃないかと思ひますが、いかがですか。

○説明員(高瀬秀一君) 御指摘のように、七校がいいのか、五校がいいのか、十校がいいのかという数の問題はございませうけれども、日本人学校をなるべく、要するに現地の要望が非常に強いところにはなるべく日本人学校が設立されるようにというところで努力してまいりたいと思ひます。

○田淵哲也君 それから、日本人学校の事務員の給与は現在どうなつておられますか。

○政府委員(井内慶次郎君) こし五月一日現在で日本人学校等の事務職員などの数は約三百六人というふうに一応把握させていただいておりますが、この事務職員の人員費につきましては、現在財団法人の海外子女教育振興財団というのがございまして、海外子女教育振興財団の事業としてその約一割弱に対して援助を行つております。

○田淵哲也君 これについてもやはり援助をふやすべきだと思ひますけれども、いかがですか。

○政府委員(井内慶次郎君) 文部省としましては、最初にお尋ねいただきました派遣教員のやはり確保ということに全力を挙げておりました。そのための教員派遣制度の改善を当面の最大課題として取り組んでおりました。現地採用の事務職員の人件費のところまでなかなか手が伸びないというのが現状でございますが、ただ、日本人学校の

いろいろな仕組みなり、あるいは経費の負担の仕方なり、教員の派遣の仕方の問題もその重要な一つでございますが、こういった問題につきましては先生も御指摘のように、この五、六年間で海外におる義務教育相当の子供の数が二倍にもなつたという、非常に事実がどんどん先行しているという点がございまして、海外子女教育の制度全体、また施策全体をどう整えていくかということ、少し時間をかけながら検討していかなくやならぬ課題ではないだろうか。そのような意味におきましては事務職員の問題も真剣に検討すべき課題と心得ております。

○田淵哲也君 次に、帰国子女の問題についてお伺いをしたいと思います。この帰国子女の日本の学校の受け入れ体制はどうなつておられますか。これは義務教育、高校、大学、それぞれについて現状をまずお伺いしたいと思います。

○政府委員(諸沢正道君) まず帰国子女の数がございまして、昭和四十六年度で小・中・高等学校該当児童生徒総数千五百四十三でありましたものが、昭和五十一年度では四千五百九十八という数に上つておるわけでありませう。内訳は、小学生三千二百二十五、中学生一千、高校生三百七十三、こういうことでありませう。一方、この帰国子女を受け入れておられますところの学校の数でございますが、これを五十一年度の調べによりますと、小・中・高等学校合わせまして全国で約四万強の学校があるわけでございますが、その学校のうち帰国児童生徒が一人でも在学している学校は何校あるかと調べますと、三千四百二十四ということになっておるわけでありませう。ただ、これらの学校は御承知のように、東京とか神奈川とか大阪とか千葉、兵庫といったようないわゆる過密県に主として集中しておるわけでございます。

そこで、それらに對しましてまずどういう手順で学校へ帰つてきて入るかということでございますが、これは小・中学校の義務教育段階につきま

しては、十五歳までは義務教育でございますから、それぞれ該当年齢相当の小・中学校に入つていただく、高等学校につきましては入学選抜がございまして、この選抜につきましては、現在の制度では外国におけるいわば正規の学校教育としての教育を九年受けてこられた、あるいは外地におけるいまの日本人学校で文部大臣の指定するものに九年間おつて勉強してきた、こういう子供は日本の高等学校を受ける資格があるということ、選抜を経て高等学校に入ると、こういうたてまえになつておるわけでございます。

○田淵哲也君 それから海外の日本人学校、もちろん外国の学校も同じでありますけれども、この日本の学校とその学期の、学年の始まる時期が違うわけですね。このずれというものが非常に問題です。これは海外子女教育推進の基本的施策に對する研究協議会、ここにおいてもこの点についての要望がなされておるわけですが、この点についてはどういふ対策をされておられますか。

○政府委員(諸沢正道君) これは外国の場合、その新学期が九月に始まるという例が相当あるわけでございます。日本は四月ですから、その間の教育期間のずれというものは全くなくさうと思ひます。そのどちらかに合わせなければこれはできないわけでございますけれども、できるだけ実際の取り扱ひにおいて、その間に子供にとつてロスのないようにしようというのがある程度は指導の考へ方でありまして、そういうことから申しますと、先ほど申しました十五歳までの義務教育期間は、親も子供を日本に帰つてきました段階において小・中学校へ在学させる義務を生ずるわけでございますから、年度途中でありませうけれども、その学校へ入れさせる、こういうことをしておるわけでありまして、ただまあ実際問題として、これはいまの始期の問題とは直接関係ございませぬけれども、言葉の問題等ですぐ日本の教育に對応できないという子供につきましては、一年下げて下の段階のクラスへ入れるとかあるいは若干就学を猶予して、その間特別の日本の生活になれるための施





ただきたい、かように思うのでございます。

○有田一寿君 先ほど教えていただいた人数なんですけれども、これやはりこの九月で締め切った数字があるんです、まだ発表はしてないようですね。これをみますと、いわゆる覚せい剤取締法で送致した者が九カ月間で一万八千人に上っているわけですね。そうすると、あと三カ月残っていますから、明年の、明年のとうりか、十二月末まで締め切った場合は、やっぱり一万三千人ということなんです。そうしますと、覚せい剤取締法で十八歳未満と、それから十八、九歳と、その数字が八百人になりますね、この一年間で。そうすると、これはずっと私計算してみたいんです、覚せい剤取締法のいま申し上げた十九歳未満ですね、それだけの数字でいきますと、四十七年が七十五人、四十八年が百五十一人、四十九年が百二十八人、五十年が二百五十九人、五十一年が四百五十四人、それに対して、いま申し上げたこととは八百人であろう、多分間違いないと思えます。

そういうことになりまして、いまはつきり高校生というところで数字を全部のについて四十七年と五十一年の間を開きしたわけですけれども、いまは大体高校生が九三%も同世代人口の中で占めているということから見ますと、私はやっぱりこの八百人の中で相当部分は中学生ではなからうかというふうに関推するわけです。それで大変恐れているわけで、まあいま申し上げましたように、何とかしてこれを学校教育時代から毒害を防ぐと同時に、社会に出た場合これに対して警戒心を持つという観念をもっと強めていきたいということだと思います。ソ連、中国などは具体的な材料がないからわからないけれども、まあ多分私は余りないのではないかと思うのですよ。全体主義国家です。ところが、自由主義国家でこういうものを押えるというところは、しかも教育面で押えるというところは、大変至難な面があるとは思いますが、この道は日本は行かなければいけないんじゃないかと感じますので、そういうことを申し上げて第一の質疑は終わらしていただきたいと思えます。

それから次に、国連大学のことについてお伺いいたします。これは、一昨日秋山委員が質疑をいたしましたして、適切な御提言と質疑でありましたので、私はそれをさらに補足する意味でここでお願いしておきたいと思えます。

アメリカは、この国連大学の基金の総額の四分の一までを出すというのが基本方針ですね。それが、一昨年の下院の決議は三百三十六対四十で可決された。ところが、九月の上院では五十九対二十八で否決された。この否決された、可決されたと申しておりますのは、日本と違ってもちろん授権法案ですから、国務省が支出する権限を認める法案を可決した、否決したということでありまして、その後で協議会でまあ支出が決まったというふうに私は理解したんですけれども、その後否決されていますが、いわゆるその後のことをまずお聞きしたいと思います。これは外務省の方でもいいし、どちら……

○政府委員(井内慶次郎君) 国連大学への米国の拠出につきましては、これまで二回にわたって法案が提出され、審議が行われましたが、いずれも拠出を決定するに至らず、否決されております。第一回目の審議につきましては議員の間から法案が提出されました、一九七七会計年度において一千万ドルを拠出するとの権限法案が、たまたま有田先生御指摘のように、上下両院協議会で可決されたのでございますが、実際の支出に必要な歳出法案は政府から提出されないので、結局拠出は行われなかったというのが第一回目でございます。どうもその事情といたしましては、一九七六年の大統領選挙を控えてフォード大統領が二百八十億ドルの予算削減政策を打ち出したこと等が背景にあるようにございます。

二回目は一九七八会計年度、ことしの十月から来年の九月にかけてでございますが、この第二回につきましても、同じく一千万ドルを拠出

するとの権限法案が本年二月行政府から提出されました、下院を通過後上院で否決されたのです。上下両院協議会におきまして可決されたは見ました。しかし歳出法案につきましては、上院で再度否決され、去る九月二十三日に上下両院協議会が開かれましたが、そこで否決をされまして、少なくとも来年の九月までは米国のからの拠出の望みは断られたというふうになっております。

○有田一寿君 その国連大学の拠出金をアメリカが否決したという意味で申し上げます、これは国連総会で決議されて、そしてユネスコと共同管理のもとにこの国連大学を発足させる、日本もそのとき大変運動したわけですね。それで、日本にそのいわゆる本部の設置が決定して、今日に至っているわけでございますが、これはもう私が申し上げるまでもなく、先般も井内局長から説明がありまして、たまたま、大きな理想を持って各ナショナルリズムの壁を越えて、世界人類の未来のために、飢餓その他共通の問題を検討していこうという一つの大理想は何十年、何百年後を見通してのことか、これも熱心に誘致に乗り出した。ところが、そのとき四億ドルであったと思えます、これは外務省の方に重ねてそれもチェックしたいと思えますけれども、四億ドルで私は最初あったんじゃないか。日本が一億ドル、アメリカが一億ドル、それからヨーロッパが一億ドル、その他が一億ドルという数字であったようですが、その後五億ドルという数字も私は見ましたけれども、アメリカが一億ドルを出すというのを決めた根拠は、四億ドルの四分の一を超えざる金額ということで予算にのったわけですから、大体四億ドルが正しい金額ではなかったかと思えます。ところが、このアメリカも約束した、日本も約束した。そして日本は五年間で一億ドルを出すということで、日本は忠実に履行しました。したがって、二千万ドル、二千万ドル、二千万ドル、合計六千万ドルを出し、五十三年度予算に二千万ドルが計上されております。ところが、アメリカはゼロだ。そうす

ると、ヨーロッパの一億ドルが出るのかといえ、アメリカが出さない限り私はヨーロッパは出さないというふうに思っているわけです。その他小さな中近東の国が幾らか出していますけれども、それはありがたいけれども、金額としてはそれは微々たるものなんです。

ですから、なぜアメリカが拒否したかということ、これはアメリカの国政介入にならない限り、ここで検討したって構わないだろう、それほどこの問題は重要な意味を持っているというふうに私は思っています、そのまづ対策を考へる前に、その背景にある、いま井内局長が指摘された一つの理由のほかにあるのではなからうかというふうに考えますが、そこら辺についてここで御説明できる点は外務省の方からお聞きをしたいと思えます。

○説明員(丸山俊二君) 事実関係の御説明を申し上げます前に、国連大学議員懇話会からの力強い御支援に御礼を申し上げます。まず、アメリカが四分の一を出す意向であるかどうかということでございますが、アメリカ政府が正式にそのような約束をしたということは私は承知していません。恐らく国連大学側として、まあ日本が一億ドルを約束している関係上、アメリカには一億ドルぐらい出してもらえないだろうか、という希望を有しているのではないかと、このように承知いたします。

○有田一寿君 いまのお話は、そういう説もあるようです。決して間違いないと思わないのです。ただ、事務局長がそういう話をしたと、それでヘスター学長もそういうふうな受け取って行動しているというところは間違いないようですね。で、もちろん拠出ですから、約束を盾にとるといってはどうかと思えますが、ただ、アメリカがなぜ出さなかったかということについては、この前秋山委員も御質問をされたようですが、明確にならなかつたが、まあ私が考へるところ、これ違いましうかね。

第一、アメリカに国連アレルギーがある、言

かえれば、イスラエル排除決議案等第三世界が一  
票一票の決議権を持つて臨めば、アメリカは国連  
の総経費の四分の一を負担しておりながら、権利  
というものはわずかであるという事に対する背  
中をかかっている、それからアメリカの大学の中につ  
ぶれかかっているものがある、それなのにあって国  
連大学に金を出すことはできない、という国内事  
情。それからこれはジャバニユニバーシティで  
はないか、日本の大学ではないかという認識、そ  
れから納税者の立場を考えて、国連大学などに  
出す余裕はない、あるいはフォード前大統領の胸  
の中にもそういうのがあったのかもわかりませ  
んが、それからある人の言っている——名前は申  
しませんけれども、議員が言っている、しかも有力  
な議員が言っている言葉をとらえて見ると、  
と、人類の問題は、概念は崇高でも現実には多く  
の米国人にとつてばかかれたものと思えてくるもの  
である、安全と福祉を最優先すべきである。それ  
と日米貿易関係というものが多少の影響を与えて  
おることとはなきやという、以上のようなことが頭  
に浮かぶわけでございます。それについて外務省  
の方の感触は、いかにございましょうか。

○説明員(丸山俊二君) 非常に重要、かつ、広範  
な御質問でございます。私限りでどの程度お答え  
できるかどうかからいって、私には、と  
りあえず気がついた範囲のことだけ御説明さして  
いただきます。思います。

まず、アメリカといたしましては、近ごろ国連  
機構が非常に巨大化して、したがって予算  
も非常にふえる。で、御指摘のとおり、国連分担  
金の四分の一を負担しているアメリカでございま  
す。で、ございまして、国連機構の新設、そして  
新しく設けられた機構への新たな拠出金というも  
のにつきましては、かなり厳しい審査をしてい  
るのではないかと、一つでございます。

それからもう一つの点として、日本としては国  
際機関としての国連大学をいわば側面から大いに  
援助してやるんだという姿勢でいまままで働きかけ  
ているのでございますが、何となく国連大学は日

本の機関ではないかと、あるいはそこまでき  
なくとも、日本のためにしかならないのではない  
かという残念ながら誤解が一部にはあるのではな  
いかと、そういうような感じがとらえずいたし  
ます。全く私限りのとらええすの感で恐縮で  
ございます。

○有田一寿君 わが国に国連大学が設けられた意  
味なんですか、私はここでやっぱり一遍これ考  
えてみる必要があると思ひます。

第一に、国連大学は本格的な国際機関である  
ということ、これがわが国にあることによつて、研  
究・教育を通じて、わが国の国際協力の姿を世界  
に示し、平和国家、文化国家としてのわが国の実  
を世界の人々に理解してもらいよい機会になるだ  
ろう。

それから次に、国連大学には、各国からすぐれ  
た研究者が集まるから、地球上の頭脳がわが国に  
結集され、ここから人類の新しい知恵や示唆が打  
ち出されることになる。これはわが国にとつては  
光榮なことであり、わが国社会への大きな刺激と  
なると思はれる。

それから第三番目に、国連大学の研究教育セン  
ターがわが国に設置されれば、世界各地から若い  
研究者を招き、研究協力をともにして、将来の知  
的協力の拡充に資することになるだろう。

それから四番目に、わが国の学界、教育界が、  
国連大学に協力することによつて、閉鎖的といわ  
れるわが国の大学や研究所が国際的に開かれたも  
のになつて、わが国の研究・教育活動の振興に資  
することができるだろう。

それから最後に五番目に、国連大学がわが国に  
設けられることにより、一般の人が国連大学に関  
心を持ち、その活動を知り、国際的視野を広め、  
国際理解を深めることになると思はれる。  
こういうことで日本は一生懸命になつたはずで  
あります。

が、余りに日本だけが出してよその国が出さない  
場合は、それこそジャバニユニバーシティにな  
つてしまふだろう。だから、数多くの国によつて  
これを拠出してもらうことそのものに意義がある  
ということですね、分に際して、多少の累進課税  
的な考えはこれはもう当然としても、数多くの国  
々に参加してもらいたい。ただ、数多くの国に  
参加してもらふ場合に、アメリカが出すか出さな  
いかということも重大なポイントだと思ひま  
す。だから、今度アメリカが出さないということ  
は、今後出さないということになるのかどう  
かですね、それも伺いたいと思ひます。それを伺  
つた上で次の質疑をいたします。どういふふう  
に受け取っていらっしゃいますか、その感触を伺  
いたい。

○説明員(丸山俊二君) このたびのアメリカの議  
会における否決と申しますのは、この十月から明  
年の九月までの予算案についての否決でございま  
す。その先のこととはどうなるかと申せば、もち  
ろ私どもも何とも申せないわけでございますが、私  
どもとして努力を続けていかなければならない、  
そのことは変わっておりません。

○有田一寿君 いまおっしゃられた努力という意  
味なんです。ここで私が気がついたことを、当た  
る当たらないはわかりませんが、申し上げてみた  
いと思ひますけれども、その前に私は多少の不満  
を交えて申し上げておいたならば、私は、  
この国連大学についての取り組む姿  
勢は十分ではないかというのを考えているん  
です。それから文部省も同様ではないかという  
ことを考えている。で、これはなぜそうなるかと  
いへば、やはり外務省と文部省に両方これがわ  
つておりました、予算は外務省で計上されるとい  
うことですね。で、これは日本だけでもないとい  
うんです。だから議会に反映しないんだとい  
うことを有力議員は口々に言うわけです。だか  
ら、国務省にも今後の努力を要請しなければな  
らないと思ひます。それから保険教育厚生省にも

要請しなければならぬと思ひます。  
で、外国のことよりも日本のことですね、これ  
をどういふふうにしてアメリカに拠出を  
してもらふかという具体的な足取りですね。これ  
は私はやはり議会の有力な筋にそれぞれ働きか  
け、この法案に賛成してくれた議員には感謝を述  
べると同時に、反対した議員には理解を求  
めるという行動を起こす必要があるだろう。その  
ためには超党派の議員団も日本にはあります。こ  
れは自民党から共産党まで入つてもらつておるわ  
けです。しかも、二百数十名ですから、これが動  
かないのは私はおかしいという気持ちがいまし  
ます。

それから、アメリカは世論の国ですから、有力  
なる文化人あるいは作家、あるいは経済界の指導  
者でもよろしんですけれども、それが国連大学  
の必要性についてアピールすると、マスコミで  
これはどうも決め手になるように私は考えている  
わけです。それも要請されたけれども、私どもは  
日にちが足りないためにできずに帰つてきたとい  
うこともありませぬ。その後やういふふうで  
す。これも大事なことでないか。

それから、次に、日本国内のPRが足りないん  
だ。これは会社でも本場に外部に宣伝して効果  
あらしめようと思つて、社内宣伝と申しまし  
て、内部の者が運転手に至るまでがそれを理解し  
て、よしこうだぞという姿勢にならなければな  
かなか外部を動かすことはできない。個人でも、自  
分が納得してないで人を説得することはむずか  
しい。そういうことから考えますと、日本の国内  
で果たしてPRが十分できておるであろうか。し  
かも、これは日常のことではなくて、三十年、五  
十年、百年先の理想の旗を掲げていることをいま文  
部省も外務省もやろうとしているわけですから、  
毎日日常のことに追われたり、陳情に追われてお  
る限り、絶対にこの国連大学はこなせない。これ  
はこれで別に私はプロジェクトチームでもつくつ  
て、これで執拗に押し進めなければ、これは結  
局日本が世界に恥じをさらすことにならないか。

第六部 文教委員会会議録第二号 昭和五十二年十月二十七日【参議院】

恥をさらす、さらさぬは別として、この不信感が充満している国連の中で、これに十二分の期待がいま残念ながら持てないとなれば、せめてこの国連大学が一つのポイントになって、そこから世界の者が手を握るといふ一つのよりどころになるであらうという、これは悲観的な、消極的な見方を私はするわけで、石は落ちてきたものをせめてここで受けとめておきたい、国連大学で、というよ

うな気さえするわけです。それから、国連と大学の関係をさらに密接にする必要があると思うんです、ヘスター学長以下、国連の首脳部と学長との関係を密接にする必要がある。まだ不十分と思います。

それから、やはりこういうことは理屈ではありませんので、一つの陳情にもなりますから、政治的な面が多い。だから、日本の政界が、それから政府も動く必要があるということであります。

それで、これに対する御意見をいただく前に外務省にもう一つお伺いしておきたいんですが、二千万ドルが一千九百五十二年度予算で落とされた、落とされた、その根拠はどういうことですか。

○説明員(丸山俊二君) 二千万ドル、それまでの二千万ドルの拠出というのが、本年度予算から一千万ドル計上にとどまったということについての御質問でございますが、これはやはり全体の拠出動向を見ておきまして、日本のいわば拠出比率というものは極端に高くなつておると。これはとも

も国際機関であるから、その財政基盤もまた真に国際的でなければならぬと。それがわれわれが各国に対して拠出のための働きかけを行うという一つの論拠になっております。かかる見地から、まあいわざばよとペースを落とすという面は

ございますが、基本的な協力の姿勢については何ら変わりがないことでございます。

○有田一寿君 私にさらに予算面で残念だと思ひますのは、二千万ドルを三回出された場合、具体的な支出は何月に出されましたか。

○説明員(丸山俊二君) 昭和四十九年度のいわば年度末でございますが、五十年に入りまして一月

に最初出しました。その次の年がたしか一月、それからことしの二月の初めにやはり出してあります。

○有田一寿君 実はこの国連大学の四億ドルというのは基金でありまして、それを使って大学を運営するということですから、一月月早い遅い

かということは大変な影響があるわけですね。かといまして、私はこれはこの席でのお願ひになりますけれども、一月月でも早く支出して大学に渡してやってもいい。それはいまの為替ペースで二十五億円とすれば、何千万かの差になりますよ

う。これは大学にとつては大変貴重なものではないか。したがって、いままでのように一月、二月に出すというんじやなくて、予算は決まっていますわけですから、願わくば少し早く支出をしていただけませんかという、これはお願いです。

それから、いまおっしゃいましたペースを落としましたと、これは諸外国を見ながらということでありまして、これはいま申し上げました今後の対アメリカとの関係でどういふふうになつていく

かわかりませんが、どんなことがあつてもやはり日本とアメリカで一億ドルは私は出すべきだろつと思つておる。ほかはそれになつて出てくるものだから、いろいろ事情があるにしても、日本も出す、アメリカも出す。

そして、もう一つ、これは文部大臣にお伺いしておきたいんですが、これは事務の話でございますが、仮にアメリカがいろいろ事情で一億ドルを出さなかつたとした場合、日本としてはどういふふうに対処したらいいと思われませんか。

○国務大臣(海部俊樹君) 基本的には、日本政府が国連大学を誘致いたしましたときに、その四分の一を五年間にわたつて負担して、本部を誘致して大きな責任を果たそうと、こう決意をし、また世界にそれを表明したわけでありまして、当面はその表現に向かつてたゞいま全力を挙げておるわけでございますが、また文部省といつたしまして

も、アメリカの最高機関であるような否決という、私たちにしてみれば情報不足だったかもしませんが、どんでん返しのような結果を見て大変残念に思つておりますけれども、それがすべて

の終わりではなくて、やはり先生おっしゃる通りに、いろいろな立場から働きかけ、いろいろな説得を続けて、一日も早くその協力が軌道に乗つてくるようにせねばならぬと、こう考えておられますので、私もヘスター学長に直接お目にかつたときにもいろいろお話を申し上げましたし、また直接国連大学と関係ない方でも、たとえ

ばつい最近も、全米科学財団というところのアトキンスという長官が日本へ来られましたときには、このお話も私の方から十分いたしました。アトキンス長官もそれは理解を示して、アメリカへ帰つてそういう話もしようということでございますが、また通日ユネスコの総会、教育関係の総会でもございましたが、そこにム・ボー総長も来ておりましたときは、ユネスコ関係でもやはり国際世論

ということがあります。逆にアメリカに対していろいろからから説得をしたり、働きかけをするにも有効であるろうと、こう考えてできるだけの努力をしておりますので、アメリカがこれをもう協力しなかつたらというふうなことはいまは想定しないで、やっぱりそういう当初の路線に従つて協力してくれるものと期待をし、確信をしながら今後行動していかなければなりませんし、文部省の基本的な考えはそういうことでございますが、議員懇話会の皆様方のきょうまでの御努力に敬意を表しますとともに、これからもまたどうぞお力添えを賜りたいと心からお願ひを申し上げます。

○有田一寿君 アメリカがもし出さなかつた場合ということは想定しない方が現在はいいかと思ひますけれども、もしアメリカが出さなかつた場合は、やはり残つたものは全部日本が出すという私は内々の決意は必要ではないか。仮に諸外国で一億ドル出たとした場合に、日本がいままで一億ドル——いまでもというか、予定の一億ドルを出すとしたら、あとさらに不足する二億ドルは、五百億

以上は申し上げず、これに関する質疑は一応終  
わりたいと思います。外務省の方ありがとうござ  
いました。

次に、これは文部大臣にお伺いしてみたいと思  
っている参議院改革の問題であります。もちろん  
これは立法府自体で検討する問題でありまして、  
行政府の長官に何もうという種類のものではあ  
りませんけれども、ただ、私どもにもちよつとした  
夢がありまして、参議院というものが現在衆議院  
と余り変わらない動きをしている、したがって、  
参議院改革という声が上がってきておると思いま  
す。その場合にアメリカの上院は外交の大権を持っ  
ている。大権という言葉は適切ではないかも知ら  
りませんが、外交に関してはオーストリアを持っ  
ている。しかし、日本の参議院は、これは憲法  
からくる考え方もありまして、予算、条約等は衆議  
院で議決すれば参議院は議決しなかつたて日にち  
がたてば成立するというのが御承知のとおりのも  
状であります。私はこの日本の上院いわば参議院  
で教育に関してはある程度参議院に比重を持たせ  
るといふ、そういう制度改革が将来できないかな  
あといふことを実は考える。と申しますのは、教  
育の問題、特に教育の六・三・三その他制度改  
革、それから教育基本法を改正するとかしないとか、  
するとすればどこを改革するといふような議論  
論もときどきなされております。そういう長期に  
わたる問題が教育には多いわけです。したがって、  
いまのように法案が来たからやめる、それから  
予算が来たからやめる、その間できょうのような一  
般質疑という機会が与えられてはおりますけれど  
も、これはもうわずかなことです。だから参議院  
はそのために議員の任期も六年ありますし、将来  
これを十年にするのも一つの案でしょう。そして  
外部の審議会に諮問したようなこと等もここに持  
ってきて、そして徹底的にこの問題を審議研究す  
るといふような場を参議院に与えるべきではな  
かろうかといふことを考えるんです。具体的な制度  
上のどうこうといふことは別として、海部大臣の  
そこら辺に關する一つの考えをお伺いしてみたい

と思ひます。

○国務大臣(海部俊樹君) これは大変むずかしい  
問題でございます。私も衆議院の議院運営委員  
長のときに衆議院改革のための制度協議会の座長  
も勤めて、各党の皆さんと衆議院の改革について  
議論を重ねた時期がございました。したがって  
参議院の改革は参議院においでになる各党代  
表の諸先生方がこれはまさにみずからの問題とし  
てお考えになるべきことで、政府の一員として意  
見を述べることにはこれは適当ではないと思ひます  
ので、御答弁は慎まさせていただきますと思ひます  
が、一つだけ申し上げますと、教育はわが国の將  
来を左右する大きな問題でありますし、まさにこ  
れは先生おっしゃる通りに、国の将来に大きな影  
響を与える問題でありますから、参議院においで  
いらんなる角度から十分御議論、御審議をいただく  
ということは大望ましいことであり、ありがた  
いことであると、こう考えております。

○有田一壽君 行政府の長官であると同時に閣僚  
であり、自民党の有力な幹部でもあるが、もちろ  
ん参議院改革の問題ですから参議院内部でわれ  
れの方が真剣にこれは今後検討してまいること  
はありますけれども、いまの教育の問題の処理の  
仕方考えた場合にやはり背中をかく思いがしま  
すので、参議院改革のときにこれを何らかの位置づ  
けをしたいものだなあといふ考えが頭を去来する  
わけです。したがって、そのときに文教の府の長  
である文部大臣としてどうか、教育に深い関心  
を持つお一人として、この教育をさらによくする  
ために参議院改革のときにこの中に何とか織り込  
める部面はないだろうかといふことをお考えくだ  
さるのには、私はそれは決して悪いことではないと  
思ひます。ただ、具体的に私がどう思ひますと  
いふような御返事を立法府が承るのはそれはおか  
しいけれども、教育問題についていままでのやり  
方その他について私は御不満もあるのではなから  
うかと、こう思ひますが、もっと前進してこう  
いふことをしたらいいといふ問題もあるのじやな  
いかといふ考えがするからお伺いをしたわけです。

まあ御返事をいただくとしてもなかなかそれ以  
上のことはむずかしいかも知れませんが、私は  
不満を申し上げれば、やはり現在参議院においで  
ながら現実にはなされぬ。一、二経験はしてみ  
たがスムーズに運営されない。だから、ここですべ  
てこちらの席に向かつて、文部省に向かつて質  
疑、詰問、まあよく言つて提言、それでありまし  
て、大体は議員同士で私は甲論乙駁しながら一つ  
の一致点を求めていくという姿でなければならな  
いと思ひます。国会は、ところが、すべて行  
政府に向かつて、まあ私もそうですね、そういう  
ふうにする習慣になつていっているから、これ以外がで  
きません。

私がここに出てきたときに一回、社会党の安永  
議員が質疑をされたときに私は、委員長に  
了解を得て安永議員のところに行つて、私は関連  
質問をしたいから認めてくれと言ひました。そう  
したら結構だと、こう言ひました。それで、私は  
向こうに座つておつて安永議員の質問に関連質問  
をしたわけです。そして安永議員にかみついたわ  
けです。私は、恐らく二度と、私にもうそういう  
野党といふか、私も野党だけれども、社会党の皆  
さんは関連質問は許されぬと思ひますけれども、  
まあ、私は一回でもいいと思つてやつたんで  
すけれども、でないと思つて意味がないわけでは  
な。

だから、これも改革したいといふことになる  
と、もつとから改革してこなきゃならぬと、そう  
なると審議日数のこと、制度の組み方、それから参  
議院も何か権威を持ちたい。まさか外交の権威  
は参議院じゃ日本では絶対持てませんわ。文教の  
何かここに一つの重さを参議院は持つように改  
革したいと、私も願つてはいるわけです。そ  
れが果たしてどういふふうか、憲法、国会法との  
関係であらわれてきますか分かりませんが、これ  
も、これはどうかかひとつお願ひを申し上げます  
が、文部大臣も文部大臣の地位を離れられても、私  
は

どもの味方だと思ひますから、そういう閣議の  
際、その他で、機会あるときにはひとつお考えく  
ださつて、そういう面でも少しでも前進するよう  
ひとつお願ひを申し上げます。

それからついでに、これ文部大臣にお伺いを  
いたします。教育問題閣僚懇談会というのござい  
ましたね。あれはどうなつておりますか。現在、  
何回開かれましたでしょうか。

○国務大臣(海部俊樹君) 教育問題の閣僚懇談会  
は、実は閣議の席に学習指導要領の改定の問題、  
それから塾の調査をしました実態報告、それをい  
ましたけれども、各閣僚から意見がたくさん出  
ましたけれども、御承知のように閣議は委員会の  
ある日なんかは朝の九時から始めてということ  
ありますから、時間がございませぬでしたので、  
教育問題について各閣僚が言い足りないところを  
もう一回開こうといふことで、全く閣議と関係な  
しに全閣僚を集めましたので、教育問題の閣僚懇  
談会というように報じられておりますけれども、  
あつたとき一回相当時間かけて議論をいたしまし  
て、また必要があつたらやろうと、こういうこと  
になつておりますが、二度目の集合はまだかか  
つていないといふことでありまして、閣僚間で個別  
に非公式にいろいろ意見は交換してありますが、  
まとまつてやつたのはあつたとき一回だったとい  
ふことでございます。

○有田一壽君 これはたしか三月であつたと思  
ひますけれども、私は非常によかつたなあといふ感  
じを受けたわけです。口では、教育は国の大本だ  
とか基本だとか大事だといふことを申しますけれ  
ども、実際はなかなかそうはまいていない。だ  
から、教育問題について閣僚懇談会のようなもの  
を設置して、当座は塾の問題なりそういう受験地  
獄過熱の問題で食いついてもそれはいい。しか  
しながら、願ひはこれは三月に一回程度、あ  
るいは二月に一回程度できれば開いて、やつぱ  
り文相がその当時の大きな問題を報告するなり、  
あるいは意見があればあれするなり、それは閣議

があると言えはありますけれども、閣議はいろんな問題があるから私は不十分だと思えますので、教育を重視すると福田総理も言っておられるようですけれども、それならば、この教育問題閣僚懇談会は殺さずに、願わくは生かしておいてもらいたいと、そしてこれを少しでも活用していただきたいという気持ちですが、そういうことは可能でしょうか。

○国務大臣(海部俊樹君) その後残念ながら聞かれなかつたわけでありますが、それは懇談会をやめたということでもございせんし、それからやっぱりみんなが共通に時間をとって集まるといふ機会が持てなかつたことだろうと思えます。必要があればまたこれは開くことになろうと、私はそう理解しております。

○有田一寿君 以上で質疑は終わります。

○委員長(吉田実君) 御苦勞さまでした。本調査に対する質疑は本日はこの程度にとどめます。

○委員長(吉田実君) 次に、女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、発議者粕谷照美君から趣旨説明を聴取いたします。粕谷照美君。

○粕谷照美君 私は日本社会党、公明党、日本共産党、民社党、第二院クラブ並びに無所属クラブを代表して、ただいま議題となりました女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容を御説明申し上げます。

学校教育がその目的を達成するためには、児童・生徒に対する指導活動のほか、財務・管理・環境整備や子供の安全福祉にかかわる活動が一体として機能しなければなりません。そのため、学校内に教諭のほか養護教諭、栄養職員、寮母等いろいろな職種が法律に基づいて配置されており、事務職員につきましても、学校教育法第二十八条に原則として置かなければならないと定めら

れておるのであります。現在、学校事務職員が担当している職務にはまず一般的な事務として文書・統計・給与・経理事務などがあり、また直接子供にかかわる事務としては、教材教具、施設設備および就学奨励などの事務、さらには地域の父母にかかわるPTA諸活動への援助など、きわめて多方面にわたっております。

さらに、これらの複雑多様な学校事務を適正に行うためには、学校教育の理念、教育内容、教育行政の仕組み及び子供の学習環境の把握など学校教育に関する深い知識・教養が要請されており、一般行政事務とは別の意味での専門性を持たなければならぬのであります。

以上のように学校事務は、教員の教育活動と相まって学校運営を有機的・一体的に進めるためにきわめて重要な役割りを果たしていると言わなければなりません。

しかるに去る第四十六回国会における本法の一部改正によって女子の実習助手が法の適用対象に加えられ、国立及び公立の小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園に勤務する女子教育職員のすべてが、この法律の適用を受けるに至りました。にもかかわらず、学校教育の現場に勤務する教職員のうち、ひとり学校事務職員のみが本法の適用の対象外に置かれることになりました。

したがって、たとえば女子の学校事務職員が一人のみという学校で、本人が出産のための休暇に入った場合、その仕事はすべて教員に肩がわりされることとなります。ところが教員は、元来そのような事務にふなれたため、病院あるいは自宅で休んでいる学校事務職員のまくら元へ仕事のことでいろいろと聞きにくいこととなり、本人は事実上安心して産休を完全にとれない状態であり

ます。また、教員が学校事務を分担せられることにより、教育活動に手不足が生じ、教育の正常な実施が阻害されているのであります。また、一部の県では、学校事務職員が産休をと

つた場合、学校内の事情に通じている当該学校の教員を学校事務に当たらせ、その結果学級担任、または教科担当の穴埋めには、産休補助教員を充てるという措置をとっているものであります。

このようなやり方は、いずれも学校事務職員に対する産休補助職員制度が認められていないため生じた苦肉の策であり、これでは専門的な学校事務の遂行に円滑を欠くばかりか、子供の教育にも支障を来たし、学校内に二重の不正常な事態を引き起こすものであり、看過できない問題であると思ひます。

ところで、学校事務職員の男女別割合を見ますと、女子事務職員の占める割合は、幼稚園で八六%、小学校で六九%、中学校で六〇%、高等学校で四〇%、特殊教育諸学校で三九%という高率であり、国立のこれらの学校に勤務する女子事務職員の総数は約三万一千名に達しております。これら多数の女子事務職員は、先に申しましたように、その出産に際して代替職員の臨時任用制度がないために、その大半が労働基準法で保障された産前六週間・産後六週間の休暇もとりにくい状況であります。

このような不合理な実情を改め、かつ母体及び生児の保護と教育の正常な実施を確保するため、多くの県または市町村においては、それぞれ独自の形で代替事務職員を置くことを認めざるを得なくなつてきているというのが今日の実態であります。これは、当然速やかに国の制度として確立すべきであると考え、ここに本改正案を提出した次第であります。

次に改正の内容としては、第一に、法第二条第二項に新たに「事務職員」を加えております。これによって、女子の事務職員の出産の場合も補助職員の任用が可能になります。

第二に、法の題名及び本則中の「女子教育職員」を「女子教職員」に改め、「補助教育職員」を「補助教職員」に改めております。これは、従前、本法の適用対象とされてきた者が、教育に直接的に携わる「教育職員」に限られていたのに対して、

今回、学校事務職員を加えるために、その字句を教育職員と学校事務職員の総称である「教職員」に改めるものであります。

なお、この法律は、実施のための準備期間の必要性を考慮して、公布の日から起算して三月を経過した日から施行することとしたしております。なお、本法施行に要する国の経費は年間約一億九千七百万円であります。

本法案は、過去第四十八回、第五十一回、第五十五回、第五十八回、第六十五回、第六十八回、第七十一回の各国会に提出され、とくに第七十二回国会では参議院において全会一致をもって可決されました。その後第七十五回、第七十七回及び第八十回国会にも提出され、この法案が最初に提案されて以来十年以上の歴史を持ちながら、いまだにその実現を見るに至らないのであります。

以上の経緯にかんがみ、今回はぜひとも本法案が成立するよう、十分御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○委員長(吉田実君) 本案に対する質疑は後日に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時十三分散会

十月二十五日本委員会に左の案件を付託された。

一、女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案(久保亘君外六名発議)

女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案

女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案

女子教育職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案

女子教育職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案

女子教育職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案

「補助教育職員」を「補助教職員」に改める。  
本則中「女子教育職員」を「女子教職員」に、  
「教育職員」を「教職員」に改める。  
第二条第二項中「及び寮母」を「寮母及び事務職員」に改める。

附則

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。
- 2 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第十六号）の一部を次のように改正する。  
第十七条第二号中「女子教育職員」を「女子教職員」に、「補助教育職員」を「補助教職員」に改める。
- 3 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。  
第二十三条第二号中「女子教育職員」を「女子教職員」に、「補助教育職員」を「補助教職員」に改める。

この法律施行に要する経費  
この法律施行に要する経費は、約一億九千七百万円の見込みである。

昭和五十二年十一月十四日印刷

昭和五十二年十一月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K